

1. 議事日程（令和3年第2回北広島町議会定例会）

令和3年6月17日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

山形しのぶ	不登校児童・生徒の支援について問う
中村忍	①まちづくりの一層の充実のために ②「GIGAスクール構想」をどう展開していくのか
美濃孝二	3本柱で新型コロナを封じ込め命と暮らし守れ
敷本弘美	①「奨学金」返還支援の拡充を ②コロナ禍における女性の負担軽減を問う
伊藤淳	キャリア形成の一助となる人事配置は

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田法正	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 小椿治之	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 植田優香
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 沼田真路	税務課長 矢部芳彦
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 西村豊	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。クールビズにより暑い方は上着をとっていただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたまま議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問をいたします。質問時間は30分です。質問及び答弁においてはマイクを正面に向けて簡潔に行ってください。6番、山形議員の発言を許します。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。さきに通告いたしました不登校児童生徒の支援について問わせていただきます。広島県に緊急事態宣言が発令をされまして、学校現場でも運動会や体育祭、そして社会見学などの学校生活で欠かすことのできない活動が延期の決断となりました。ただいま発令されております緊急事態宣言は6月20日までと言われておりまして、今後の学校生活にまだまだ分からない状態でありまして、さらなる制限がかかると考えられます。児童生徒だけではなく、先生方や保護者の誰もが我慢をし、先の見えない不安とともに生活をしている状態です。学校とは、皆様ご存じのとおり学習をする場所だけではありません。様々な人との関わりによる心の学びや部活動を通じて培われる運動などの能力向上だけではなく、社会性を養うこと、そして子供たちの笑顔や元気な声から地域を明るく元気にしてくれる力まで構築する大切な場所であると思っています。行ってきます、と元気に家を出て、ただいま、と笑顔で帰ってくる、そんな学校生活を送ってもらいたいと保護者は日々思いながら子育てをしているのではないのでしょうか。しかし、今のコロナ禍の不安は、児童生徒へ想像以上にづらい状況へとつながっています。マスクで表情を見ることができないため、コミュニケーション方法への不安もあります。そして話すこと、遊ぶことといったものも制限されまして、感情を出し切れないつらさもあると思います。昨日、同僚議員の質問にも学校給食の実態についてございましたが、学校給食も今静かに食べなくてはいけない状態です。給食というのは本当に調理員の皆さんのお力をいただきまして、おいしい給食を届けていただいております。

ます。私ごとになりますが、今、うちの子供も小学校に行っておりまして、いつも給食の献立をよくある家庭に冷蔵庫に貼ってあると思います。それを今日もちょっと持ってきましたら、赤と青が書いてありまして、好きな食べ物のところは赤で丸をして、大好きなものは下に花丸をつけております。そして苦手な食べ物は、ちょっと青で、そつとバツと書いてあるものがありました。このぐらい給食というのが楽しみにされているものでもあります。そして、この給食を静かに食べるというのは、おいしいものを、ああこれおいしいねとか、ここ、また食べたいねとか、今日やったあ、このパンだったねとか、そういう話ができないというつらさもあります。大人であれば、心のつらさに対しまして、対処方法考え、行動に起こすことができる場合もありますが、子供は大変難しく、学校に行くことができず、不登校になることも考えられます。広島県の不登校児童生徒数は、令和3年2月18日時点で、小学校においては令和元年度の不登校児童は987人、そして令和2年度が1193人となりまして、206人増えているという結果があります。中学校におきましては、令和元年度が2145人、令和2年度が2122人と23人減っている状況がありますが、人数としてはとても多い状態です。学びのセーフティネット構築事業の観点にもありますように、全ての子供たちが健やかに夢を育み、そして、その能力を最大限に高めることができるように、様々な支援を検討していく段階に来ているのではないのでしょうか。本日は、北広島町の考え方や支援について伺ってまいります。まず、1点目です。コロナ禍において、北広島町の不登校児童生徒数が増えている状況はありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町のコロナ禍におけます不登校児童生徒数の状況でございます。令和元年度と令和2年度の比較では、8名の増となっております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今8名の増というふうにありましたが、その8名増の要因などは学校教育課は考えられましたでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 児童生徒それぞれ様々な原因がありまして、それぞれ把握はさせていただきます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、コロナ禍ということで不登校児童が増えているのではないかと伝えましたが、本当に子供たちの状況というのは様々考えられます。コロナ禍だからというだけではなく、それぞれの意見を聞いて対応されていらっしゃるということをお伺いまして、安心をいたしました。2点目の質問に進みます。児童生徒からのコロナ不安に対しての相談、また、なかなか児童生徒が教育委員会に相談をするということは難しいと思いますので、保護者からも何かありましたら、答弁いただければと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議員おっしゃるとおり、直接教育委員会にはございません。学校にも聞き取りをしまして、児童生徒からは特にはございません。一部の保護者の方で、プール授業での感染を心配され、プール授業参加に同意をされないケースといったことはございます。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

- 6番（山形しのぶ） 昨年度はプール指導はなしというふうになったかと思います。今年度はプール指導は今のところはあるという形で伺っておりますが、そのありというの、今も変わらないでしょうか。また、宣言の状況次第だと思っておりますが、分かれば御答弁ください。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 現状中止という判断はいたしておりません。ただ、状況に応じて各学校柔軟な判断をするようには伝えております。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 学校ごとということがありましたが、学校判断となりますでしょうか、中止の場合は、北広島町全体ではなく学校の判断ということでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 今現時点では、教育委員会での全体中止ということは言っておりません。学校判断になるかと思っております。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） プールも施設を使っている学校もあれば、学校のプールを使っているところもあると思いますので、その学校判断というのは適切な判断ではないかと思っております。やはり何か行事があった場合に相談が出てくると思うんです。プールというふうになると、あっとうだろうか、大丈夫だろうかという判断になってくると思っておりますので、そういった意見を今のように拾い上げながら、対応いただければと思います。続いての質問です。2020年、小学校、中学校、高等学校の児童生徒たちの自殺者数、こちらが前年度比25.1%増というふうに報道がございました。こちらは人数といたしましては過去最多の479人だそうです。児童生徒の心のケア役として大切なのは学校現場だけでなく、家庭でも、もちろん支えていらっしゃると思いますが、学校の中でもスクールカウンセラーの方、それからスクールソーシャルワーカーの役割というのもとても大きな状況になってきます。先日も新聞報道でございました。子供の鬱、昨日の同僚議員の質問の内容にも少し出てまいりましたが、この鬱というのも増えてきているという話があり、報道でもあったかと思っております。これが中学生、高校生になってくると、その新聞報道にも書いてありましたが、思春期だから親と話さなくなったとか、自分の部屋に籠もることが多くなってしまったというふうに、つい親も、今までは小学校低学年の頃は、帰ってきて、親に今日学校であったことを話して、それから、明日はこんなことがあるよという会話ができているものがだんだん思春期になってくると成長とともに親と会話をする、自分の思いを全部出していくのも難しい状態になります。なので、家に籠もっていくときは、あ、今は思春期なんだとか、難しい時期なんだろうなと思って、ついそっとしておくということもあると思うんですが、そういった状況で分からないことというのがどんどん家庭のほうも出てくると思っております。家庭での時間というのは、睡眠時間も合わせますと意外と短いです。学校で過ごす時間のほうが本当に長い状態になりますので、その学校現場を見ていただいている先生方、そして今お伝えをしました、時々来てくださいますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方の役割というのは、とても大切になってくると私は感じております。ですので、ちょっと確認ではあります、各学校のスクールカウンセラーの方、それからスクールソーシャルワーカーの方、各学校の来校日、また来校日数など分かりましたら、ご答弁ください。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） スクールカウンセラーは、各中学校に年間36日、各小学校に年間12日でございます。スクールソーシャルワーカーは千代田中学校へ1名の配置、年間126日で、他の小中学校とは要望に応じて連携をしております。以上です。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 今続いての質問のソーシャルワーカーの方が他の学校の場合には要望に応じてというのもご答弁いただいたと思いますが、少し確認をさせてください。この千代田中学校のスクールソーシャルワーカーの方、1名の方は、他の要望に応じということでしたら、千代田中にいらっしゃるソーシャルワーカーの方が、例えば大朝中の生徒、保護者が相談をしたいという場合には、大朝中に行っていただけるのでしょうか。もしくは、その方が保護者、生徒の方が千代田中来なくてはいけないのでしょうか、ご答弁ください。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 要望に応じまして、各学校への訪問も行っております。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 学校に来ていただくことも可能ということがありました。続いての質問にもあります、今ソーシャルワーカーの方伺いましたが、スクールカウンセラーの方、やはり合う合わないもあったり、男性、女性ということで、話しやすいという方もいらっしゃると思います。スクールカウンセラーの方は対応というのは、ほかの学校の児童生徒、保護者は対応されますでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） スクールカウンセラーは、各中学校区に配置をされたカウンセラーに相談することを基本としておりまして、他の校区へ行った実績というのは聞いておりません。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 実績はないということですが、要望があれば対応はいただけるのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 検討させていただきます。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） スクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーカーの方も、今コロナ禍ということで、すごくよく対応してくださっているという話を伺っています。相談がない児童生徒に対しても一人一人面談の時間をとってくださって、話をしてくださったという話も伺いました。その中で、あるお子さんがおっしゃっていたのは、自分の苦手な部分の話をしたときに、その担当の方が、あ、僕も学生時代のときそうだったんよという話をしてくださって、そういう優しい表情の方が、昔は人と話すのも苦手だったんだというのを聞いたことで力になったんです、という話も伺っております。やはりちょっとの糸口だと思うんですよ。話すことができるかできないかという、そのちょっとの窓口を広げて、心を楽にしてくれる役割というのは大切になりますので、柔軟な対応を求めたいと思います。続いての質問です。こちら令和元年の12月に広島県から、不登校児童生徒を支援している民間団体などに関する調査というのを行われたと伺いました。この結果報告書がありまして、こちらの結果報告によりまして、広島県には、こちら不登校児童生徒を支援する民間団体が100団体あるというふうに記載をされておりました。それが団体の所在地でありますので、100団体とありながらも、100な

い可能性もあります。そして、回答があった団体のうち約66%が広島市や福山市にフリースクールというものが設置をされてきました。北広島町にそういった不登校児童生徒を支援する民間団体というのはございますでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議員おっしゃいました県の調査による運営主体が北広島町に設置されておられる民間団体はおられないというふうに認識しております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） なので、私もないと思っていたんですが、このたび安芸高田市のある保護者と話したときに、安芸高田市の不登校生徒のお母様が市に相談に行ったときに、北広島町にありますよと言われました、という話が連絡がありました。そこで、少し調べさせていただきましたら、廿日市市で活動されていらっしゃいます木のねっこさん、こちらの木のねっこさんの存在は知っていたんですが、木のねっこさんが豊平で週に2度ほど活動されていらっしゃいました。火曜日と木曜日、自然共存という学びの一環としまして旧豊平町で活動されているという話がありましたが、そちらのことはご存じでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 木のねっこさん、お聞きをしたことはあるんですが、その活動自体を私が見させていただいたということはありません。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 他市町の方から、北広島町にあるよという話を伺いまして、私も勉強不足だなというふうに反省をさせていただいたので、もし学校教育課も、近い場所ではありますので、そういった声がありましたら、少し対応いただければと思いますので、こちら提案をさせていただきます。続いての質問です。今、この団体の調査によりますと、フリースクールはないというふうにされました。そして、このフリースクールの必要性というのは、広島県がないと考えているのではなく、令和3年2月に民間団体等と県の教育委員会が情報の共有の会議を開催されたという話を伺いました。このように情報共有の会議を開催されたということは、広島県としてもフリースクールの必要性はあるというふうに考えているのだと思います。その情報共有会での内容を少し拝見いたしましたら、このフリースクールに通う場合は、指導要領上の出席扱いが約半数、51.6%は出席扱いとして対応されているというフリースクールの状況を伺いました。北広島町の教育委員会としては、このフリースクールの必要性はあると考えていらっしゃいますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 不登校の児童生徒を支援する上で、フリースクールなどの民間団体による支援も有効な支援策の一つであると考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 支援策と考えているというふうに課長から答弁がありましたが、考えるから一歩進むことは考えていらっしゃいますでしょうか、伺います。設置に向けて動いていこうとか、情報を集めていこうとか、そういったところまで考えていらっしゃいますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 現状、民間団体様でおられないということがあるんですけれども、

そういった施設があることによって居場所ができることで安心感が生まれるであるとか、学校外活動による自己肯定感の育成が期待できるとか、そういったところはあるかと思しますので、研究はさせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 必要ないというわけではなく、研究をして、子供たちのために考えていくというふうに答弁いただいたというふうに私受け止めました。令和3年3月に県議会で、教育長の答弁の中にこういった内容がございました。フリースクールの連携強化についてという質問によりまして、教育長の答弁にこういった内容がございました。不登校等児童生徒への支援につきましては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立をすることを目指せるように、個々の状況に応じて様々な関係団体と連携して、多様な学びの選択肢を提供することが重要であると考えています。全ての子供たちが健やかに夢を育み、その能力と可能性を最大限に高めることができるよう、様々な支援について幅広く検討してまいりたいと考えております、というふうに教育長の答弁もございました。最初のときにもお伝えをしましたように、本当に子供たちが家から行ってきますと、自分で歩いていき、ただいまと帰ってくる、それが保護者の願いではあります。最初から不登校になったときに、さあ居場所をつくってというのではなく、それまでの間に悩みながら悩みながら、家から出ないときに、どうした家から出ていくかな、いろんな人と関わりがない場合は、大丈夫なんだろうかという、親の不安があると思うんです。そういった中のフリースクールというのは、やはり力になると思うんです。ですので、教育委員会もやっぱり学校から離れた場所をつくるというのは、すごく勇気がいることだと思うんです、そこから学校からも離れてしまうんじゃないかという不安もあると思うんですが、そういったいろんな子供がいて、いろんな保護者がいて、いろんな先生方もいらっしゃると思いますので、教育委員会もいろんな考え方で対応していただけたらと思います。また、今年度から通級教室が2つ設置をされました。新年度がスタートいたしまして数か月がたっております。通級での活動は、児童たちにとって、どのようなプラス面がありますでしょうか、北広島町の新たな取組となっております。このプラス面について伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 今年度から障害の程度が比較的軽度の児童を対象に、各教科指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を個別の指導の場で行う通級指導教室を設置いたしました。個の特性に応じたよりきめ細やかな指導を行うことで、障害による学習上や生活上の困難の改善、克服を図っております。まだ始まって2か月でございますが、保護者の方から、学習への意欲が高まったなどの声をいただいております。定期的、また継続的に評価、検証を行うことで、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 様々なことを考えていただきながら設置をされた状況だと思います。今からまだ不安点も出てくるかもしれませんが、今のところは2か月ということで、意欲の高まりや安心感にはつながっていると思いますが、課題も出てくるところが多々あると思います。そういったところも広く考えていただきまして、対応していただきたいと思います。続いての質問です。コロナ禍となりまして、もう1年以上が経過をいたしました。こちら教員に加えまして、学校教育活動を支援する学習指導員の配置、増員、またスクールサポートスタッフの配置、

増員などありましたか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 新型コロナウイルス感染症対応のための増員措置として、令和2年度におきましては、年度当初3名であったスクールサポートスタッフに年度途中から4名の増員配置がございました。また、町費の特別支援教育支援員は、昨年度と比較して2名の増員配置をしております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 増員というふうに伺いましたが、課長どうですか、この増員をしたものは生徒数によって増員の学校を決められたのでしょうか。どういった要因でこの学校は増にしようとか配置をしようというふうに対処されましたでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） もちろん児童・生徒数に応じた配置もございますが、その教員の配置、また教員の困りようとおっしゃるか、そういったところで要望しまして、配置をいただいているところもございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 教員の困りようということは、学校長のほうに、こういった先生方の不安があるとか、先生方を対処できるようにという形で対応されたというふうに理解してよろしいですか、はい、承知いたしました。先生方も様々なことを気かけながら指導してくださっていると思います。続いての質問にありますが、年間約5000人の教員が心の病で休職をしています。教職員の心のケアというのも大事になってきます。以前の質問でもさせていただきました。やはり先生方、責任感が強い先生方が大変多くいらっしゃいますので、子供たちが今頑張っているときに自分が不安な言葉を出してはいけないとか、自分がそこで負けてはいけないんじゃないとか、そういったことを考えながらお仕事もされていらっしゃると思います。その分、頑張り過ぎていらっしゃる分、心のつらさというのが心配になってきます。県の教育委員会のホームページでもそういった対応についてのことも載っておりますが、心のケアについて、北広島町はどのように対応されていらっしゃるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 町内の小中学校に勤務する教職員を対象にメンタル不調の未然防止のためのストレスチェックを実施しております。結果につきましては、各職場ごとの集団分析を行い、職場改善資料として管理職へ提供しています。教頭が衛生推進者となり、職場の安全衛生環境の改善に取り組んでいます。高ストレス判定結果が出た職員につきましては、本人の希望に応じ、医師の面談の機会を提供しています。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） ストレスチェックをされていらっしゃるというふうに伺いました。これは、教頭先生が取りまとめというのをしているということですが、自分のストレスチェックとかを管理職が目に見えるんですね。管理職が目に見える、そこから対応されるということですが、管理職の目に触れるとなると、ちょっと先生方は、ここで甘えた考えを出したら、どうなんだろう、校長先生、教頭先生どんなふうに思うんだろうというふうに考える部分もゼロではないかなというふうに思うんですが、その対応、養護教諭がされるということはありませんでしょうか。やはり学校管理になりますので、管理職が一番ではありますが、そういった心

の声を出しにくい先生方もゼロではないと思うんです。そこが養護教諭の先生が対応されると少し安心もあるかなと思うんですが、そういったことは難しいでしょうか、すみません、もしありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） もちろん専門的な知識を持った養護教諭が身近におりますので、相談するといったことはあるかと思えます。そういったことは教頭通じて話をしていきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 責任感が強い先生方だからこそ、そういったときに声を上げにくいと思えますので、本当のストレスをなくすこと、心のケアをしていくために対応するのはどういった形がいいのかというのを考えながら、行動いただければと思います。続いてです。体育祭などの大きな行事の開催の有無は、教育委員会からの指示、このたびは緊急事態宣言ということでしたので指示がございました。しかし、各学校ごとに実施を決めている行事もあります。例えばゲストティーチャーであったり、環境整備活動であったり、それから参観日、そういったものもございませぬ。この学校には参観日が行われたけど、この学校では参観日が行われなかったとか、そういったところもあると思えます。学校長や児童・生徒の意見を聞き、開催ができた場合のメリット、デメリットなど話し合いながら、制限がある中でも学校教育活動というのをやっていくという必要性もあるのではないかというふうに考えています。そこで、メリット、デメリットなどを確認をしていらっしゃると思えますが、学校生活、この学校教育活動をしつかりと残していくためにされていらっしゃる教育委員会の努力がありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） このコロナ禍の中で、広島県、また本町の本部会議におけます新型コロナウイルス感染症対策に係る方針、また、学校における感染症に関する衛生管理マニュアルをはじめとする文部科学省や広島県教育委員会の各種通知の内容を踏まえるとともに、町内の感染状況等を注視しながら、日々の授業や各種行事が実施できることを目指し、町教育委員会としまして各校への指導助言を行っております。臨時校長会をウェブで開催し、各校における取組状況の情報交換を行うことや各学校長の意見などもしっかりと聞いた上で、教育活動の実施に取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 守らなくてはいけない部分もありますし、制限がある中での活動だと思えます。それは教育委員会だけではなく、先生方も考えながら、悩みながら活動していただいています。先日委員会でも、学校教育活動について少し話をさせていただきました、中体連の大会、無観客についての話もさせていただきました。このたびは開催を一番の目的として行ったため、無観客というふうに行いましたという課長からの話がありましたが、これは、ある学校のその大会が終わった後の学年通信にあった言葉です。このたびの大会を見にいけなかった保護者の皆様、もう言葉にならない感情だったと思えますという言葉が書いてありました。先生方もそういった思いで動いてくださっていると思えますので、このコロナの状況というのは、いつ収束するか分かりませぬ。でもなくしてはいけない教育活動というのはあると思えますので、何とかできる形というのを考えていただきたいと思えます。このコロナ禍によりまして、不登校児童生徒がもしかしたら増加をする可能性というのはゼロではありません。児童生徒の

大切なこの今を守り支えていくために、そして北広島町が考える北広島町の不登校児童生徒への支援について、そして、北広島町の児童生徒に身につけてもらいたい力というのは何か、ここで教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 町内の各小中学校は、不登校児童生徒を出さない努力を全教職員でしております。しかし、様々な理由で学校に来ることができない児童生徒もおります。不登校の児童生徒が学校や家庭生活で様々な形でトレーニングを重ねて、人間として精神的な面で大きく成熟、成長していくことに確かな見通しを持ち、ゆっくり一步一步支援し、長い目で見守っていくことが大切であるというふうに考えております。議員も先ほどおっしゃいましたが、学校は勉強するだけの場ではありません。学校生活の中で挨拶の励行や決まりを守ること、毎日毎日の日常生活を丁寧な過ごし方をすることが成長の出発点であると思っております。子供たちの力になることを教育委員会もしっかり努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今教育長から答弁がありました。答弁の中で、見守るという言葉が入っていました。この見守るということは、教員も、そして保護者もすごく難しいところだと思います。つい口を出してしまう、つい手を差し伸べてしまう、そういったところがあると思うんですが、そうではなく、見守りながら子供たちの考え、思いを一番に受け止めながら、活動を支えていく親や学校現場であってほしいと切に願います。私自身もそうしなくてはいけないというふうに実感をしています。最後の質問になります。コロナ禍の時代を生きる子供たちです。以前、よくゆとり世代という言葉があります。これはもう私の勝手な感情ではありますが、この教育というものが勝手に決めて行ったものなのに、その時代に頑張ってきた子供たちが大人になって、ずっとゆとり世代ゆとり世代と言われるんですね。それだけつらいことはないと思うんです。そういった中でも頑張っている時代があります。今、コロナ禍です。コロナ禍で生活していた子供たちがいつかもしかしたら、コロナ世代と言われてしまうのではないかと不安を今思っています。でも、このつらい中でも一生懸命生きている子供たちが今の時代で何を学び、身につけて、そして、この北広島町を支えていく人材に成長してもらいたいと町長は考えていらっしゃるのでしょうか。いつも夢プロジェクトのことや、子供たち、この地域を守ること、良さを知ることでもあります。町長のそのままの気持ちをご答弁いただければと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） これからの時代、これまでの考えでは想像のできない社会へと急速なスピードで大きく変化していくものと思っております。その中で、子供たちが学校で学力をつけることはもちろんであります。自分の好きなことを見つけ、あらゆる困難を乗り越えて、チャレンジし、夢に向かって取り組んでいくことが何より大切であると思っております。このコロナ禍の中で、そうした困難を乗り越えて、一生懸命頑張っていくという大きな経験になるのではないかと思っております。現在本町で取り組んでおります、先ほど言われましたけども、ふるさと夢プロジェクトを通じて、ふるさとである北広島町を好きになり、将来自分の好きなこと、得意なことで北広島町に貢献してくれる、そういう人材に成長してもらいたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 夢という言葉は大きなようではありますが、その夢につながるまでの過程というのは誰もが持っていると思います。経験をしたこと、そこで感じたこと、そこから一歩踏み出したこと、それから、その一歩は誰でも出せるかもしれませんが、二歩目で自分の足で進んでいくこと、そういったところというのは全て夢につながる一歩だと思っています。そういったところの経験をこの北広島町で、そして子供たち全ての子供たちが、そういったことを感じていただけるように願いながら、私の質問をむすびといたします。

○議長（湊俊文） これで山形議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行うため、暫時休憩します。10時50分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 41分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、4番、中村議員。

○4番（中村忍） 4番、中村忍でございます。さきに通告しております2点について質問いたします。まず、まちづくりの一層の充実のためにです。私が還暦を迎えた頃のことです。年を取ったからでしょうか。30年後の北広島町は大丈夫だろうか。これまでのようなにぎわった地域がこれからもずっと続いてほしいといった思いが強くなってきたように思います。しかし4月、滋賀県大津市でありました議員研修会に参加したり、その後、稼ぐ町が地方を変える、AI、地方創生、データで読み解く地方の未来、人口減少社会のデザイン、自治体3.0のまちづくりなどの本や様々な情報に出会ったりするようになって、それからは次のように考えるようになりました。私たちが生活している里山は、人が暮らしていくのに都合がよいから、古くから切り開かれた場所なんだ。だけど、戦後の高度成長で工業化が飛躍的に進み、村から町へと人が移り住んでいくようになり、家ごと村を捨てていくといった状況もあり、著しく人口が減少してきた。ふるさと北広島町の里山に住む必要が極めて弱くなり始め、衰退に向かってきている。世の中から必要とされなくなったら潰されるという、自然の論理に勝てずにいるのが今の本町の現状であり、放っておいたら、潰れて当たり前なんだということです。かつて写真事業を行っていた富士フィルムという会社をご存じでしょうか。デジカメが台頭して以来、社業の中心を写真産業からスキンケア化粧品をはじめ液晶用フィルム、医薬品などに切り替え、今日に至っています。適切な評価とすばらしいアクションがあったからこそ、今があるのだらうと思います。何もしなければなくなってしまうかもしれない北広島町の未来です。しかし今、地域を維持させるということを大前提として、地域を変化させていくことに主眼を置いた地域づくりを本気で進めていけば、きっとどうにかなる。そう思えるようになったところです。さて、北広島町人口ビジョンでは、2010年の総人口1万9969人が2040年には1万3528人と30年で6000人余りが減少すると推計されています。今、町の人口は約1万

8000人であり、10年で約2000人の人口が減少しています。この予想に違わず、人口減少は着実に進んでおります。こうした人口減少により、今、地域コミュニティや地域経済、教育、地域文化、公共施設の維持管理、町財政などにおいて、大きな影響が目に見えて現れ始めています。しかし、近年本町では、地域を変える力として、地域おこし協力隊や集落支援員が配置されています。その活動の様子は、広報きたひろしまやきたひろネットで伝えられています。また、きたひろ学び塾Withの取組も新たに展開されています。さらに、地域をよくしたい、そういう若者の地域づくりへの動きがぼつぼつと湧いてきています。そのような中、本町では、平成29年度から10年計画で示された第2次北広島町長期総合計画が今年で前期5か年の最終年度を迎えています。また、新設された北広島町まちづくりセンターもスタートいたしました。以上のことを踏まえて、私たちの北広島町のまちづくりが一層充実、発展の道をたどっていくことを願って、以下の質問をいたします。4月1日、北広島町まちづくりセンターがオープンし、4日にはNPOランドシャフトと合同でオープニングイベントが開かれました。大型スクリーンを使ったeスポーツの無料体験会やお好み焼きの無料配布などが行われました。そこには今までとは違った、また行ってみたいなど思えるような斬新なアイデアがありました。新たなまちづくりセンターにたくさんの人が気楽に集い、その役割を十二分に果たしていけるよう発展させていくために、今後のまちづくりセンターの運営体制をどのようにしていこうと考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） まちづくりセンターの運営体制につきましては、まちづくりセンター長はまちづくり推進課長が兼務し、全体の統括を行っております。また、千代田地域づくりセンター長は別に委嘱をさせていただいております。職員体制につきましては、昨年度までの1名から図書機能の充実や学び塾、千代田地域づくり協議会などのまちづくりに関する事業を展開するために3名の増員を行っております。また、会計年度職員につきましても増員をいたしまして、生涯学習と地域づくり、まちづくりの充実をしてまいることとしております。まちづくりセンターや芝生広場のにぎわいの創出、まちづくりに関する事業展開を図る運用に関しましては、新たにまちづくりに関するまちづくり活動に取り組むことを目的に結成された、先ほどご紹介ありましたNPO、非営利活動法人やまちづくりセンター周辺の方々が構成する活性化委員会を組織し、施設の活用検討、事業の開発及び実施を行ってまいることとしております。行政だけではなく、民間組織や企業、団体と取り組むことによりまして、新たな魅力ある事業や活動が生まれ、人が集える施設となるとともに、ひとづくり、地域づくりの拠点施設としての役割を果たしていけるものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） まちづくりに対しまして、今ご答弁いただきましたように、民間の熱い気持ちと柔軟な考え、また若い人たちの参加をやっていただいていること、今後もぜひ重視して、継続していただきたいと思っております。次の質問に移ります。まちづくりセンターがオープンして2か月余りが経過いたしました。希望膨らませながら、新しいセンターを利用される中で課題も見え始めておられるようです。5月にとられたアンケートで、既にご承知のことかもしれませんが、きたひろホールを使用する団体の方から、ステージがないのは不便であるという声をお伺いいたしました。私自身も2回、きたひろホールでの研修会に参加いたしましたが、ステージはぜひ設置すべきであると感じました。町民の期待と注目を一心に集めている新たなまちづ

くりセンターをより効率的に使うための在り方は、使いながらしなやかに変わっていくものだと思います。今後の町民の多様な利用を鑑みたとき、利用者の声を大切にした柔軟でかつ、速やかな対応を期待いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議員おっしゃるとおり、町民の多様な利用を考えて、利用者の声を大切にした柔軟な対応、そういったものは大切であるというふうに考えております。今回、利用者の声を聞くために、オープンから1か月経過したところで、自主サークルの皆さんに対しまして、利用に関するアンケートを実施しておるところでございます。新型コロナウイルスの対策として、集中対策や緊急事態宣言が出され、思うように活動ができておられず、アンケートも全ては回収できていない状態ではございますが、様々な意見をいただいております。今後もアンケートを定期的に継続して実施してまいりたいと考えておるところでございます。きたひろホールステージにつきましては、2月議会においても回答させていただいておりますとおおり、発表会等でのステージが必要となる場合は、隣接しております開発センターを利用させていただきたいと考えております。研修会でステージが必要ではないかとの意見でございますが、研修会や会議のほとんどがプロジェクター等を使用したものが増えていることを受けてステージの設置は考えておりませんでした。施設整備につきましては、アンケートの結果を踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。なお、アンケートの結果、ダンスサークルのほうからステージを設置してほしいというご意見がございました。ダンスサークルの方には、現在、幅1メートル、高さ2メートルのスポーツミラーを6枚用意しております。きたひろホールの中に、その活用をしていただきますようお願いをさせていただいているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 早急なご対応いただきましてありがとうございます。4月4日のオープニングイベントに参画されたNPOランドシャフトのような地域をよくしたいという熱い思いや志を持った若者の地域づくりへの動きがございます。町内にはランドシャフトのほか、どのようなグループがあるか、把握をされておられるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 地域をよくしたいという思いをお持ちで活動されている地域団体につきましては、若者に限らず多数存在しているというふうに考えております。活動分野につきましてもまちづくり、地域のブランディング、産品開発、移住定住促進、地域コミュニティの活性化、交流及び関係人口の拡大、環境保全活動、そういった多様な分野にわたっております。現在町としては、本町で活動されているそれらの団体全てについては把握はできておりませんが、現在、まちづくりの施策を推進する上で関わりのある団体について申し上げますと、先ほど議員おっしゃいましたまちづくり全般に取り組むNPO法人ランドシャフト、それから地域ブランディングに取り組んでおられます株式会社キタヒロ、そのほか芸北地域では、空き家の活用を推進する、勿体無い'S、大朝地域では子育て世代の移住、定住を目指す100人プロジェクト、これらの団体がここ数年間に立ち上がってきた団体でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） たくさんあるなということがよく分かりました。このようにまちづくりに貢献

しておられる団体につきましては、きたひろネットや北広島町の広報等を通して積極的に紹介をしていただきたいと思います。そのことによって町民の皆さんにも知っていただくことで、町民の皆さんの理解、それから関心、そういうものが増して、ますますまちづくりへの機運が高まっていくのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 様々な地域づくりの団体、それから例えばほかのスポーツによる活動団体等も含めて、様々な団体が町の活性化、町が元気になるような取組をされております。そういった団体をしっかりときたひろネットであるとか、広報、それからきたひろアプリ等で紹介をさせていただきたいと思っております。具体的には、活動団体については現在できておりませんが、スポーツ団体につきましては活躍をお知らせするようなホームページ、それからきたひろアプリで、きたヒーローということで、紹介等をさせていただいております。こういった活動をしっかりとしていく中で、町民の方に知っていただいて、皆さんが元気になるような情報を提供していきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私も同感でございます。知ることで元気に、そういうふうな町になっていくことを期待しております。集落支援員の活動をきたひろネットで拝見いたしました。地域に飛び出す行政職員として活躍していることを高く評価したいと思います。集落支援員が地域で出会う地域づくりの人材を放っておくのか。信頼関係を築いてまちづくりのパートナーとするかは自治体経営の分岐点であり、町民がまちづくりを楽しみ、活躍できるきっかけづくりを創出できると考えます。また、行政職員も一人の町民としてまちづくりに参画しながら、日々仕事で忙しい町民の皆さんにコミュニティを意識してもらうための努力をしていくことも行政の大事な仕事であると考えます。さらにきたひろ学び塾Withの参加者のプログラム内容に対する評価は、98.9%の方が満足だったという昨日の同僚議員の質問に対する答弁を伺いましたが、学び塾本来の成果については、先日、きたひろネットで紹介されたような豊平の農業集団組合のように、学び塾での学びをまちづくりへの実践的な行動へとつないだ事例の数ではかるべきであろうと私は思います。まちづくりに関わる町民と町民をいかにつなぐか、これができてはじめてまちづくりが前に進むのであり、成果だと思います。もっともっと高みを目指していただきたいと思います。協働のまちづくりを進める上で、町民の皆さんからの信頼を高めるためにどのようにしているのか、あるいは、どのようにしていこうと考えておられるのかについて伺いたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 本町においては、住民と町の権利や責務を明らかにし、ひとづくり、協働のまちづくりを進めていくことを目的として、平成29年2月10日にまちづくり基本条例を制定しております。この条例に基づき協働のまちづくりに取り組むこととしております。北広島町協働のまちづくり行動指針では、それぞれの立場で責任と役割を認識し、自分たちができることは自分たちで始め、お互いに補い合い、協力して本町での暮らしをより豊かなものにしていくことを目指すべき姿としております。本音で話そう、やってみよう、楽しもうを大切にしたいキーワードとして、多くの人が地域に思いを持ち、関わりを持てるよう、町民とともに協力し、支え合う関係性を深めるための対話を大切にして信頼関係を高めてまいりたいと考えております。具体的には、やはり地域の未来像とか、そういったものを計画を立

てられる際には、当然町の職員も一緒に行って、先ほど申し上げた、本音で話そう、やってみよう、楽しもうと、そういったことを実践して、将来像を一緒に描いていくというふうな形のものを大朝では100人会議、芸北では未来会議、最近においては、壬生地区でそういった未来の青写真を描こうということで、未来計画をつくってらっしゃいます。そういった際に町職員も関わって計画づくりをしてきております。

以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今ご答弁いただきましたように、町民と町民をつなぐそういう中で、一つの大きな役割を町職員の方も果たしておられるということをお伺いいたしました。これからはますますその潤滑油となる、そういうエネルギーとなって推進していただきますことを期待しております。次の質問に移ります。北広島町長期総合計画におけるこれまで4年間のまちづくりの評価をどのように行われ、それを本年度の取組にどう生かしていこうと考えてこられたかについてをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 第2次北広島町長期総合計画は、平成29年度から10年間の計画として策定しております。基本構想と5年間の前期基本計画で構成をしているところです。評価については、毎年度各事業について設定した評価指標に基づいて、担当課において状況、成果、課題を評価した後、まちづくり総合委員会での効果、検証を行っているところです。令和元年度の評価指標では、全体の約6割がおおむね順調に進んでいるところです。本年度ですが、前期基本計画の最終年度でございます。令和2年度の評価も踏まえた上で、4年間の進捗状況を点検し、特に遅れている事業の要因を把握し、改善に向けての取組に生かしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 北広島町長期総合計画の方、拝見いたしましたところ、指標については示してあると思うんですが、具体的な目標達成のための手だてとか、そういうことについては、町民が見たときに若干分かりにくいのではないかと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 目標値については、確かに長期総合計画に記載をしておりますけども、目標、その年度の取組について課題があった場合の次年度の方向性ということについては、まちづくり総合委員会のほうで資料を提出して検証していただいております。今現在は、公表するというようなことについてはしておりません。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ぜひ町民が、町は今何をしようのかと、まちづくりに対してどの程度の進捗状況なのかということがよく分かるように、ぜひそういう情報を公表していただければと思っております。6番目の質問は、先ほどの質問とかぶりますので割愛させていただきますが、他県の事例等、また先進的な事例等見たときに、評価指標とか、そういう取組においてでございますが、町民の定住意向や満足度と、まちづくりや地域の活動に参加意向があること、この2つの間には、正の相関があるということでございます。町民の満足度や幸福感を的確に把握しながら、適切な指標を定めていただきたいと思います。目指すまちづくりの姿と、それに対する評価指標を細かく定めることは、ビジョンをより鮮明にすることにほかなりません。町民を動

かすには、関係者がしっかりとしたビジョンと理由を述べて周知を徹底することであろうと思います。町民が満足度や幸福度を実感できる実のある事業を推進していただきたいと願っております。福井県でございましたが、幸福度日本一ということが達成された年度、福井県の県民はどうだったか、そういう報道なされたんだけど、その実感はなかったというようなことが私が読んだ本の中には記されてございました。本当に町民が実感して、本当に前を向いて進められるように、共に頑張っていきたいものだと考えます。最後に、まとめといたしまして町長の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 協働のまちづくりというのを今進めておるわけでありまして、なかなか見えにくいところもありますけども、参画して一緒にやっていただいている方にとっては、かなりの満足度、充実度もあるんじゃないかなろうかというふうに思っています。先ほど紹介いただきましたが、若い人たちを中心に、こうしたまちづくりに参画していこうという動きが出てきているのは非常にありがたいことだというふうに思っております。今後もこうした動きをしっかりと応援しながら、一緒に協働のまちづくりの構築に向けて進めていきたいと思っております。これもきたひろ学び塾から派生したというか、発端はそういうところがありましたので、今コロナ禍でちょっと苦戦はしておりますけども、今後もこうしたきたひろ学び塾W i t h、これらを充実をしていく必要があると考えておるところであります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは、大きな次の質問に移ります。2点目は、G I G Aスクール構想をどう展開していくのかについてでございます。A IをはじめとするI Tの急速な進展は、社会の在り方を大きく変えようとしています。2045年には、テクノロジーの進化によって、職業の約半数は機械にとってかわられるといったショッキングな未来予測が専門家から示されています。これからの学校教育には、S o c i e t y 5. 0時代に対応した高度な知識や技術を持った人材を育成することが求められており、新学習指導要領においても情報活用能力が学習の基盤となる能力として位置づけられました。そして、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育み、子供たちの可能性を広げることを目的としたG I G Aスクール構想が大きな話題となっております。学校に1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備するG I G Aスクール推進構想は、国の予算が前倒しされ、昨年度中に整備されました。以上のことを踏まえ、以下の質問をいたします。G I G Aスクール構想に沿った校内L A Nの整備や機器の整備、学習ツールと校務クラウド化などの導入はどのように整えてこられましたか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 北広島町では、昨年度、国のG I G Aスクール構想に呼応しまして、6月議会で予算化をし、9月に入札契約後、児童、生徒、教師用の端末1300台の導入と、町内全小中学校に校内通信環境、充電保管庫の整備を行いました。今年の3月までに全ての物品の納入、動作の確認、検査を終えています。整備しました端末への学習ツールとして学習ドリル、学習支援ソフトを導入しました。導入に合わせて教職員向けの研修も行ったところです。また、児童生徒にとって不適切なサイトが閲覧できないよう、フィルタリングソフトも導入しています。校務系の端末は、現在使用していますシステムは令和元年度に導入し、運用しています。これはウインドウズの端末で、各教員が資料の作成や成績処理、メッセージ機能などで

活用しています。個人情報もございますので、今回、GIGAスクール構想で整備したネットワークとの連携は図っておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今お伺いたしますと、端末、校内通信環境等についての整備を行ったというふうにご答弁がございました。それだけで足りるのかなど。今後の子供たちの学習活動を考えた際、もう少しこんなものも要るんじゃないかなというものがございましたら、ぜひ正直に申しただければと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 現在は、一生懸命慣れる授業で活用するというところに注力しております。今後の展開として、例えば大型テレビ、モニターとかいったこともございますけれども、またそれは必要に応じて対応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 先日も町内の先生にお伺いしたところ、1年生もしっかりとパソコンと向き合ってますよと。大変驚きました。今、パソコンに慣れるということで、子供たちもしっかり頑張っているようでございますが、私といたしましては、次のようなものをもっとあれば、今後の授業がうまくいくというか、しっかりと深いものになっていくんじゃないかなと思います。3つございますが、まず、1つ目は、電子黒板です。子供のパソコンで学習内容を大画面でみんなで共有することや、2人の子供が同時に書き込むことができる、そういった電子黒板があれば、効率的に授業が進むのではないかと考えます。2つ目は、エコタンク搭載モデルの印刷機です。子供たちが1人1台のパソコン画面上に描いたものを直ちにカラー印刷することで、貴重な学習の足跡を残すことができます。これまでの経験上、インクジェットのカラー印刷をさせてやろうと思ったら、経費が高くて、とてもじゃないけどできないということで、子供たちに学習の足跡を残してやることはできませんでした。そういう意味で、このエコタンク搭載モデルの印刷機が各教室にあればいいなと願っております。3つ目は、書画カメラです。子供たちがプリントアウトしたものをすぐに大画面で掲示できる、そういうよさを持っております。大型テレビよりももっと効率的にいくんではないかなと、私は思います。そういうふうなものがあればいいなと私は今のところ思っています。そこで、今、AIによる新しい職業観と、未来に生きて働く力を身に付けさせる、これまでの想定を超えるものへの挑戦をしているのが学校現場でございます。まさに子供たちの未来への先行投資を今すべきではないかと思っております。皆さんのお力添えを強く要請したいと考えております。いかがでございましょうか。

○4番（中村忍） 先ほど私が申したような機器についてもぜひご検討いただいて、対応等ご検討ください。次に移ります。家庭における通信環境の整備については、どのように行うつもりでございましょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） このたび整備させていただいた端末はクロームブック端末ということで、このクロームブック端末を使用するにはインターネット環境が必要となります。家庭で使用する場合には、各御家庭に設置されているWi-Fiやスマートフォンのデザリング機能を使い、端末機をインターネットに接続し、活用することになります。きたひろネットのインターネットサービスでも使用できますし、現在町で整備しております新しい光サービスでも使用ができます。現在は、まだ端末機の家庭への持ち帰り使用はしておりませんが、今後、イン

ターネットサービス未加入の方には、サービス加入へのご検討のお願いや、どうしても難しい方につきましては、ポケットWi-Fiの貸出しなどについて検討が必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ポケットWi-Fiを貸し出してでも全ての子供ができるように対応していくということですが、私も、ぜひ全ての子供にそういう状況を整えてやって、家庭に持ち帰ってもパソコンになれ親しむ、そういうふうな練習が今後継続してできることを願っております。持ち帰ったパソコンで、どんなことを学習させてやりたいなということを考えておられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 家庭での活用でございます。まずは、家庭との通信といったことを考えております。家庭生活との通信環境、また宿題であったり、学習系のアプリケーションもあります。ドリルもありますので、そういった宿題といったことが考えられるというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） パソコンを持ち帰る際に保護者の方から予想される反応といたしましては、パソコンで荷物が増えて負担となりやせんだらうか、そういうふうな心配もされる保護者もおられるのではないかなと思います。そうは言いつつ、先ほど申しましたように、最低でも週に2回ぐらいは持って帰らせてもらって、家庭でもパソコンに親しむ、そういう姿を目指していただきたいと思うんですが、こうしたことに関わって具体的な保護者への説明とか、そういうことは教育委員会が主導して行われるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） GIGAスクール端末の活用、家庭への周知という部分でございますけれども、今考えておりますのが、まず、家庭との通信で、各学校保護者2名程度モニターになっていただいて、実証実験を行うこととしております。その中でもこういったことをしますということを学校を通じて紹介をさせていただく。また機会があれば、教育委員会のほうでも、何かしら広報であるとかホームページであるとか、そういったところで広報させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 分かりました。それでは最後の質問に移ります。1人1台の情報端末を使って、これから始まる新しい学びをどのように行おうと計画をしておられるか、そのことについてお願いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 新しい学びということでございます。まずは、学校現場における活用です。授業の中で学習ドリル、学習支援ソフトを活用して、児童生徒一人一人の状況、能力に応じた指導を行います。また、端末を通じてグループ内での複数の意見、考えを共有し、話し合いを通じた意見交換を行う全員参加型の授業を行います。このほか外部講師、他の学校などとのオンライン授業の活用や将来的にデジタル教科書の導入も考えています。先ほど申されました宿題や保護者との通信など家庭での活用も計画をしております。実際に今回のコロナ禍で、在宅生活を余儀なくされた児童生徒の家庭と学校との端末連携も行ったところです。今後、各

学校の保護者2名程度の協力いただいて、通信試験運用を行うことにしています。また、不登校児童生徒の学習支援への活用も検討しております。このほか、教材の電子化、ペーパーレス化による教職員の働き方改革にもつなげてまいります。1人1台端末をしっかりと活用して、児童生徒の主体的な力とこれからのICT社会に対応できる力の育成に取り組んでまいろうと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今おっしゃっていただきましたように、学習指導要領でも示されておりますが、主体的、対話的、深い学びなどということが述べられております。その中に、生涯にわたって能動的に学び続けるという項がございます。世の中はどんどん変化しております、学校の中だけで教育は完結いたしません。このことは誰でも分かっていることではございますが、その中で、社会に出て一人で勉強するときには何を使うんかということ、やはりコンピューターを使うことになると思います。だからこそ、今、学校にいるうちからコンピューターを使って勉強し、ICTを活用する、そのスキルをしっかりと高めてやっていただきたいと願っております。また、子供たちの話合いとか、そういうことも重視してやりたいというお話であったと思います。クラウド活用される授業を通していくと、情報を共有する、そういう世界から一歩進んで、活動を共有する、そういう世界へと高めていくことができると思っております。そういう意味で、子供たちのスキルというか、技能というか、意欲というか、そういうものをしっかりと高めてやっていただきたいと思っております。先ほどご答弁はいただきましたが、今、AIによる新しい職業観と、これまでの想定を超えることが始まろうとしております。そういうことを十分ご理解いただいて、子供たちへの未来の教育は、子供たちへの未来の先行投資である。そういうお気持ちをしっかりと持っていただいて、これからのお力添えを賜りますよう、ご検討ください。以上で、私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。暫時休憩します。13時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 35分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中の中村議員の質問に対し、答弁漏れがありましたので、これを許します。財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 午前中の中村議員ご質問の町民への公表の点について修正をさせていただきます。公表について全くしていないということではなく、事業ごとの目標値、実績値などの客観的数値や達成状況についてはホームページに公表をしております。

○議長（湊俊文） 7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今回の一般質問では、新型コロナを封じ込め、町民の命と暮らし、営業を守るための3つの柱を提案し、町長の所見を伺います。まず、現在の北広

島町の感染状況及び主な感染経路や特徴について、町長の認識を伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 本町では、これまで45例の感染が確認され、6月に入ってから1件でございますが、単発的に発症者が出ている状況でございます。感染経路は、主に感染者に接触されたことから発症され、そこから家庭内で感染が広がるといった傾向がうかがえます。5月の感染者で見ますと、3分の2が40代以下で、低年齢層の感染者が増えている特徴があります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 最近は低年齢化しているということですが、県は毎日公表していますが、北広島町の28例目までは入院等の状況、濃厚接触者、県外往来などを公表していましたが、今は年代だけになりました。これでは、町民はどうすれば感染拡大を防ぐことができるか分かりません。個人や地域は特定しなくても感染経路や一定の情報は公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 町が公表している情報につきましては、県が公表している情報と変わっておりません。それ以上の情報も入ってこない状況でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県もそれしか公表していないという状況です。それでは、コロナを封じ込めるためには、私は3つの柱があると考えます。第1は、ワクチンの安全・迅速な接種です。第2は、大規模検査を文字どおり実行し、感染を封じ込めることです。第3は、十分な補償と生活支援を行うことであります。これらについて北広島町の現状と今後の対策について伺います。第1のワクチン接種についてです。ワクチン接種は、多くの町民が関心あるものの町からの情報が少なく、予約がとれないなど大混乱しました。ワクチン接種は強制するものではありませんが、治療薬のない現状では、コロナ封じ込めの要であり、希望者全員が安心して受けられるようにすることが必要であります。そこで伺います。北広島町の現在の接種状況及び今後の取組についての説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチンの接種状況でございますが、先行接種された医療従事者等は780人のうち、2回目が終わっていないのが15人となっております。高齢者は、昨日までに1回目の接種を終えた方が3128人、2回目の接種を終えた方が588人となっております。今後につきましては、高齢者の接種状況やワクチンの供給状況等を踏まえ、次の、国が示す接種順位であります基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の方の接種を進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 現状は分かりました。優先順位で基礎疾患ありますが、高齢者施設等で従事されている方も一定進んでいるんじゃないでしょうか、そうでありませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 高齢者施設の従事者の方につきましては、高齢者の入所施設の従事者が現在ワクチンの接種が進んでいるといった状況でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

- 7番（美濃孝二） はい、了解しました。後はこれからということですが、まず、65歳以上の高齢者について伺います。これまでに予約が取れていない高齢者は何人でしょうか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 現在予約枠が残っている状況でございます。取れていないと申しますか、予約をされていない方がいらっしゃるかと考えております。そういった方につきましては、現在民生委員、児童委員やケアマネ会のご協力をいただきまして、ワクチン接種の希望の有無でございますとか、接種に関わる心配事などを確認していただいているといった状況です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今取り組まれてることは分かりましたが、何人の方が予約できていないのか、高齢者65歳以上の高齢者が約7200人というふうに聞いたことがあります。先日、ほかのことで聞きましたら、9割が予約が取れているんじゃないかという話を聞きました。実際の数字も分かると思うんですよ。そうすると約700人の方が何らかの理由で予約が取れていないと判断していいのでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 現在予約をされていない方の状況につきましては、例えばワクチン接種を希望されていない方もいらっしゃると思います。いろいろな事情があるかと思えます。そういったこと含めて、先ほど申しましたように、確認をしているといった状況でございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 私が聞いているのは、希望されていない人も含めての数を知りたいんです。それは何らかの理由があるでしょ。大体1割ぐらいが希望されていない、意思が確認されていないわけですから、分からないですけど、予約してない人、数分かるんじゃないですか。そうすると、1回目、2回目、それと、これから接種する人の状況見れば、1回目と、これから接種する人が分かれば分かるんじゃないです、最初1000人で、次が4500人ということで、5500人の枠があって、170人ぐらいの予約枠が空いてると、ちょっと前にね。いうこと考えれば、約700人ぐらいがいるんじゃないか、そういうことの考えは違いますか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） そういったような計算でいきますと、約700人になろうかと思えます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 全員が希望されているかどうかは分かりません。ですから、今言われましたように、民生委員、児童委員の方やケアマネ会の方たちが訪問しながら、意思を確認すると。説明では、これが確認できたら、その後、未予約者をリスト化し、保健課で個別に対応、確認するというふうに聞いております。個別に対応、確認するということは、どういうことでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 個別に訪問、あるいは電話連絡等によって確認をしていく予定にしております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 何を確認するんですか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 先ほども申しましたが、ワクチン接種の希望の有無、あるいはワクチン

接種に当たりまして、心配事等を確認してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） それも大事なことなんですけども、じゃあ予約ができてない人の中に、かなりの人だと思うんですが、接種会場までの移動手段がなくて、一人で出かけられず諦めた方もあるんじゃないか。この方たちには町の責任で付添いや車での送迎を行う必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） そういった方たちにつきましては、直接相談がございましたら、そういった対応をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そういった対応というのは、具体的には、例えばタクシーを町の責任で派遣をすとか、それとかホープタクシーに結ぶ話もあるかもしれませんが、利用したこともなければ自分でできないわけですから、誰かが付き添って送迎すとか、そういうことも考えておられますか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） タクシーでありますとかホープタクシー、そういったことは今のところは考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どういう対応なんですか、その足の確保。一人で出かける人ばかりじゃないと思う、これからが大変だと思うんですよ。どういう対応されるのか、もう少しはっきりと詳しくお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 個別にそれぞれご事情がありますので、これまでも保健師が対応したこともございますし、どうしても医療機関に行かれないといった方につきましては、訪問接種等で今現在対応しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 出られない人は訪問接種もすると、芸北では既にされているというふうに聞いております。次に優先順位の高い、高齢者以外で基礎疾患の有する方や高齢者施設等で従事されている方、これは入所施設はやっているということですが、訪問や通所事業所、訪問ヘルパーさん、その方たちはいつまでに完了できるでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 高齢者施設等の従事者でございますが、今現在接種順位が上がりまして、現在、名簿提出いただいて、予診表付接種券を配布できる状態になっておりますので、今後接種が進んでいくものと考えております。ただ、いつまでと言われてますと、できるだけ早いうちにといったような状況になろうかと思えます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） できるだけ早い時期でないと、非常に不安だという声をいっぱい聞きますので、もう既に接種券が渡せるという状態であるということが分かりました。保育所の保育士さんたちの接種はどうなっていますか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

- 保健課長（迫井一深） 保育士等につきましては、現在接種は行っておりません。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 現在行っていない。長時間子供と接する保育士への接種は保護者の安心につながるとして、東広島市や呉市はワクチン接種することとし、安芸郡4町は、保育士だけでなく、学校や幼稚園に勤める教職員も対象としているとのこと。以前、保育士の接種について相談したときに、町外の人もおられるからという話もありましたが、県の見解では、勤務地の自治体が認めれば、在住してなくても接種できるとのこと。また、竹原市では、接種券がなくても希望者には接種券番号を伝え、予約できるようにしているとのこと。あらゆる手だてを講じて北広島町でも保育士や学校、放課後児童クラブの職員の優先順位を高め、接種を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 町としましても、接種順位を上位に位置づけるよう検討しております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 上位に位置づけるように検討というのは、保育士だけじゃなくて、小中学校、放課後児童クラブも入ってるんでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） そういった方たちも含めて検討している状況です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） ぜひ、多くの子供さんと接する機会が多いわけですから、早くできるように、接種券等の配布をお願いします。次に、64歳以下の予約や接種は、いつ頃からになるのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 高齢者接種の見通しが立ち次第、接種をしたいと考えておりますが、現在ワクチンの供給量が示されていないことから、今現在、予約時期は未定となっております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 何かもう、すぐにでも始まるような報道があちこちでされていますが、結局は供給量をはっきりしない。ですから、予定通りいくかどうか分からないという状況になっているのは、皆さん非常に心配しているんじゃないかと思います。そうすると、接種券はいつ頃発送する予定でしょうか。国のほうから、十分な供給量を回すよという話があってから接種券を発送するんでしょうか。また個別接種なんでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 接種券の発送につきましては、現在6月末から7月上旬を考えております。個別接種も考えておりますが、必要に応じましては、集団接種につきましても考えていく必要があるかと考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 6月末から7月上旬にかけて64歳以下の方々に接種券を配送するということですね。報道でも大学などでも一律じゃないけども、その職域じゃないですけども、接種が始まっていると。ところが学生さんの住民票がこちらにあるという方は、いろんな実際と違うかもしれませんが、接種券がないとやらないということが多いんですね。だから一刻も早く接種券を該当する住民票のあるところに届けて、親御さんが子供さんに発送するとか、接種券

番号を知らせるとか、様々な形でもって早く進めるようにする必要があります。64歳以下の方の接種では、多くの方は仕事があって、平日の接種が難しい方がおられると思います。土日や既に日曜日やられている芸北などありますが、土日や時間外の接種も必要と考えますが、お考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 既に時間外での接種でありますとか、土曜日、日曜日の接種をさせていただいている医療機関もあります。そうしたことも含めまして、今後医療機関と調整していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 医療機関大変でしょうけど、ぜひ協力を予定をお願いします。現役世代では、予約すると、1回目は予約になる。自動的に3週間後の2回目の接種日時が決まります。しかし都合が悪くて、どうしてもできないということで混乱が生じるんじゃないかというのが心配ですが、そういうことはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ファイザー社製のワクチンを接種する場合には、2回目の接種が3週間後になります。現在2回目の予約を不要とし、同じ医療機関で同時刻に2回目の接種を行うことから、3週間後の予定をご確認いただきまして、1回目の予約をさせていただけるよう、協力をお願いしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そのときには3週間後大丈夫よとなっても、どうしても日にちを変えなくちゃいけないという方も出るんじゃないかと心配です。日にち変えるのは接種を受けた医療機関ではできないんですね。コールセンターに電話をして、そして3週間後の日にちの変更を予約をしなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、そうなんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 2回目のキャンセルに限らず、1回目のキャンセルも最近非常に多く、既に医療機関のほうでは混乱が生じているといった状況もあります。ただ、2回目の接種につきましては、医療機関で調整いただくようお願いしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 大事なことなんですが、64歳未満の方が1回目やると。2回目は、この日に自動的に決まるわけですね。その日にちをちょっと変えてほしいんだという場合には、その接種した医療機関に言えば変えられるということでしょうか、確認させてください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 2回目の接種の変更にあたっては、希望日どおりいかない可能性も多くあろうかと思いますが、調整は医療機関の方でさせていただいております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） はい分かりました。コールセンターじゃない、医療機関ということですね。次に、北広島町は接種期間をホームページを見ますと、来年2月28日と想定しております。1年近く医療機関に負担がかかります。町独自に体制や財政的支援、また医療機関への減収補填を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。国からの補助金というのは、1件当たり2070円ということになっておって、結構多くの事務員の方も参加してやっておられるんで、大

変な負担じゃないかと思うんですが、町独自の策はないんでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチンの接種体制を整備していただくに当たりまして、最大限の接種枠を設けるため、診療時間外や休日接種等、人的にも物的にも大変なご負担をおかけしていることから、財政的な支援は必要であると認識しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 財政的支援は必要ということですが、決まっていますか、どれぐらい支援するというのは。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 今現在は決まっておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 大体どれぐらい必要かは相談されると思いますので、これは大きな問題なんで、町長どうなんでしょうか、どれぐらいと考えるおられますか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、医療機関とも協議しながら決めたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これからが大変ですから、ぜひ町独自の支援を強く求めておきます。

次に、副反応について伺います。状況と対応について説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 発熱や接種部位の疼痛などの副反応は伺っておりますが、国に副反応疑いとして報告対象となるアナフィラキシーなどの報告は受けておりません。対応としましては、ワクチン接種後、気になる症状が見られる場合は、接種医療機関やかかりつけ医へご相談いただき、休日、夜間等は県の設置するコールセンターや#7119をご利用いただくこと、緊急の場合は119番へ通報してもらうようお知らせしています。また、各医療機関での接種日程を消防本部と連携し、接種医療機関やかかりつけ医からの要請で、県の指定する専門的医療機関への搬送対応ができる体制を整えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 知らない人多いんですね。副反応が出たらどうしたらいいんでしょうというのを結構問合せを受けます。ぜひ、そういうこれからまだまだ、たくさんの方が受けられます。特に若い人に副反応の割合が高いというふうに聞いております。ですから、今月号の広報にもそんなことはあまり載っていないんじゃないかと、ぜひ、早くお知らせしていただけないでしょうか、きたひろネットは全部じゃないんですが、含めて、そういう考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 副反応の周知につきましては、ホームページ等利用しまして周知をしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ホームページは、なかなか見る人限られてるんで、ぜひほかも、きたひろネットも含めて活用お願いしたい。総務省は、5月12日、接種により自治体職員へ副反応、発熱等の風邪症状が見られた場合は、常勤・非常勤を問わず、有給の特別休暇とするよう通知を

いたしました。町内の一般事業者や企業に対しても、ぜひそういう配慮をしてもらうように相談していく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ワクチン接種に係る症状で体調に変異を生じたときの休暇でございますけれども、今お話がありましたように、公務員につきましては、有給で対応するよという通知がございました。また民間事業者につきましても、うちから強要できるものではございませんけれども、商工会等通じ、いろんなルートでそこら辺の協力をお願いしたい。また、ワクチン接種につきましても、これから商工業者の方々の協力も得ないとできない部分もございますので、それも含めて周知、お願いを図っていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 商工会を通じて協力してもらおうということで、ぜひ接種も含めて情報をどんどん出してほしいと思います。繰り返しますが、ワクチン接種は強制ではありません。しかし希望者は一人も残さず接種するため、様々な対策、支援、とりわけ先ほどお伺いしました、出かけられない人の訪問接種、こういうのもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。次に、第2の柱です。大規模なPCR検査についてです。ワクチン接種を進めている最中の7月23日から9月5日まで、東京五輪・パラリンピックが強行されようとしており、第5波が押し寄せるのではと大変危惧します。私は、国民の命を守るためにきっぱり中止すべきと考えますが、ワクチン接種中もPCR検査で無症状感染者の発見、保護を行う必要があると考えます。北広島町でも広島市や福山のように事業所を対象としたPCR検査を行うよう県に要望してはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 県内の感染者の拡大が続く中、その約8割が広島市と福山市であることからの集中対策でございまして、本町を対象にすることは難しいものと認識しております。また、6月14日からは事業所PCR検査の手法が変更されまして、これまで希望を募り実施されていましたが、感染者が確認された事業所に勤務する方を幅広く検査を実施するものに変更されております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 難しいと。PCR検査変わったけれども、確認されたところということですね。それは無症状の場合はやれないわけです。6月2日の新聞報道によると、広島市で民間保育所、市立放課後児童クラブでクラスターが判明したとのこと。少なくともワクチン接種が終わっていない介護施設や事業所、保育所、小中学校、放課後児童クラブなどの職員への定期的なPCR検査は必要になってくるんじゃないかと思うんですが、そういうことはありませんか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） PCR検査の必要性は認識しておりますが、現在のところ、今言われた職員や従業員の定期的な検査は町として考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 必要ですが考えていないということは、なぜですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 町が単独でPCR検査を実施し、陽性者が確認されたときの保健所への

つなぎ、あるいは町のほうで疫学調査を実施する体制等ができておりませんので、そういったことが課題となっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そういう問題もあると思いますけど、町内のある民間のこども園では、無症状感染者の早期発見のため、職場を休んで三次市の検査センターに行くことが難しいため、独自に検査キットを購入し、定期的な検査を行うしかないと考えて調べたそうですが、50人分、1回で8万円かかると。そのため、定期的な検査費用の負担は大きくて、先が見えないと言われました。先ほど県に要望ということで、事業所PCRや薬局での無料検査キットの配布を広島市のように北広島町でも行っていつてはどうかと先日も要望いたしましたけれども、今の話だと、やれないのかどうか、どうですか、要望したらどうですか。PCR検査はやらないというんだけど、検査キットはどうですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 広島市等で実施されておりました薬局におけるPCR検査のキットの要望につきましては、本町も要望しましたが、実現しておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 要望したということですが、できてない。先ほどからの話ですが、必要だができない。要望したが実現できない。さっきの疫学的なという話もありますが、先ほど紹介しましたように、民間のこども園ではそういうふうやってるんですね。やらざるを得ないと。ですから、町が関係機関と協議をして、実施してくれということをして正式に要請をして、町単独でも、そんなに多くないと思うんで、実施する必要があるんじゃないかと思うんですが、全く考えておられませんか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 先ほどと繰り返しになりますが、定期的なPCR検査につきましては考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そこに矛盾があるんですね。必要だけれどもできない、技術的な問題もある。しかし要望したが応えてもらえない。町独自でも考えていない。結局大変になっちゃうんじゃないかなと思うんですね。無症状で広がるんじゃないかと、余地は残しております。今、変異種の広がり、若年層への感染が急速に広がり、全国でも保育所等で、先ほども紹介しましたが、クラスターも発生しています。しかし園児の発熱時対応などは、厚労省のマニュアルがあるとのことですが、現場からは、万一の際の代替保育、公表の仕方、休園した場合の保育料の返還など、細かいことがはっきりしていないと。しかし、毎月開かれていた施設長会議でそういう調整をするんですが、開催もコロナでされていないとのこと。保育を守るのは町の責任です。そのため感染対策をとってでも、保育所施設長会議を開き、連携を強める必要があると考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 保育施設長会議につきましては、年度当初4月下旬に開催をする予定として準備を進めておりました。しかしながら、広島県のステージが上がり、その後、緊急事態宣言が発出され、会議は開催ができておりません。しかしながら、昨日、Webによる所長会議を開催したところでございます。

- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） はい、分かりました。Webでやったと。Webでできるんなら、もっと早くやったらいいんじゃないかと思うんですが、宣言も解除されるということで言われてますので、やり方はWebでも結構ですが、そういうどうしても困ってる点、先ほどの保育士さんへのPCR検査も含めて、よく実情聞いていただいて相談してほしいと思います。そういう点で1つ心配なのが、今、陽性者が出たときのことを心配し、検査をためらう事業所があると聞きます。万一、無症状感染者が確認された場合の支援体制、例えば先ほどあった、万一の際の代替保育のような、そういうことを決めておく必要があると思うんですが、そういうことは検討されてはならないでしょうか。伺います。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 万一、感染者が確認された場合の支援体制を決めておくべきとのご質問ですが、感染拡大を抑えるということが一番大事なことであり、ためらわずに検査を受けていただくようにしていかなければならないと考えております。支援がないから検査を受けないではなく、陽性者を早期に発見し、感染の連鎖を遮断することが目的であることをご理解いただき、PCR検査にご協力をいただければと考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 分からないですね。PCR検査をためらわず受けて、無症状感染者を確認、保護してほしいというのと、先ほどPCR検査はできないと。町単独でもできないと。県もやってくれないと。どうやってやればいいんですか、教えてください。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 今の答弁につきましては、事業所でPCR検査を実施するといったことになった場合の答弁とさせていただいたところです。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 結局、PCR検査は非常に重要だけれども、自分たちの負担でやってくださいよと。検査もそれで頼んでくださいよ。町はできませんよということなんですか、確認します。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 事業所単独でといったようなところではなく、事業所として検査する必要性が出たときには、ためらわずに検査をしていただきたいたいといったようなところです。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） それ矛盾しているというふうには思われませんか。検査が必要だという場合というのは、感染者が確認されたりしたとき、無症状というのは、誰も感染者が確認されてないときに、事業所でやって、自己負担でやってくださいということなのかということ聞いたんですが、そのことも答弁ない。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） この質問につきましては、当初広島市、福山市の事業所を対象としたPCR検査のご質問とつながっているものと認識した答弁にさせていただいております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 結局は、町ではできないよということで、自分たちでやってくださいということですね。福山、広島市でやっているのは北広島ではやれないわけですから。ワクチン接種

は強制でないため、介護や保育所等の事業所で接種されている方と接種されていない方が一緒に働かざるを得ません。任意ですからね。感染拡大は、今社会問題となりつつあるワクチンハラメントというのが起きてるそうですが、職場で働きづらくなならないよう、接種していない方には、ここでも言いますが、定期的なPCR検査を行う必要があると考えます。ワクチン接種だけでなく、PCR検査も併用して行うことに町長の考え、保健課長にいろいろ聞いてもよく分からないので、町長はどうお考えなのか、まとめてください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 新型コロナが感染拡大期にはある程度そういったPCR検査も必要になってくる時期があると思います。広島県もそういう動き方をした時期がありましたが、1回目で提案した部分は、多分議会のほうへはかけなかったんじゃないかと思いますが、というのが衰退の時期に入ってしまった、もうその必要がなくなったというような状況だったから、おろしたんだと思いますけども、あるいは否決されたんかも分かりませんが、実際には行ってないと思いますけども、時期をずらした形で、また実行等もされたんじゃないかというふうに思います。いずれにしても拡大期には、そういった意味がある、意義があるというふうに思いますけども、今、沈静化している状況に入ったと認識しておりますけれども、そういった状況の中では、それこそお金ばかりかかって、効果はあまり上がらないという状況もあるというふうに思っています。状況に応じてこういったことは取り組むものではないかというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 随分違うんですけどね。県がやってるときは当然拡大期であります。何で中断したかということ、検体が多過ぎて能力を超えたということで、事業所PCRを一時中断したんですね。最近では衰退化して、少なくなってきたから、検査能力も確保できるんで、だから再開しようということなんです。拡大期からやるんじゃないんです。検査能力の問題なんですか。必要なんですよ。沈静化してでも必要なんですよ。これは県の考えなんですか。ちょっと町長の認識と違うんですが、ぜひ確認をして、PCR検査についても求めて、引き続きしたいと思います。第3の十分な補償と生活支援について伺います。県は6月11日、緊急事態措置延長期間終了後にも、引き続き県から営業時間短縮等の要請が必要となることが想定されることから、県独自の幅広い支援に必要な仕組みと財源を確保しました。今回の県の支援措置について、商工観光課長からの説明を求めます。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 今回の緊急事態宣言に伴います飲食店などへの休業要請や時短営業、または外出自粛等の影響を受けている幅広い業種の事業所については、まず、国のほうが月次支援金として月間売上げが対前年あるいは対前々年同期比で50%以上減少した中小事業者や個人事業者への支援を行っております。広島県につきましては、5月16日に発令されました緊急事態宣言により飲食店などへの休業、あるいは時短営業への要請に対する感染症拡大防止協力支援金、これ1期、2期とございますけれども、こちらを実施しております。今回、飲食店などの休業、時短営業、また外出自粛などの影響を受けた県内の中小事業者、個人事業者への支援といたしまして、さきの6月、県の臨時会におきまして、がんばる中小事業者月次支援金といたしまして、県内に本社、支店のある中小法人、個人事業者に対し、緊急事態措置に伴う飲食店の休業、時短営業、外出自粛等の影響により売上げが50%以上減少している場合は、国の月次支援金の給付を受けていることを条件に、国と同じ給付額を上乗せで交付する制度、

そしてまたそれにかからない、売上げが30%以上50%未満の減少している事業者に対しましては新たな支援制度が決定をされております。併せまして、宿泊事業者に対しましては、感染拡大防止対策として機器や消耗品の購入経費に対し、または新たな観光事業を創出するための前向き投資に対しての支援策が現在準備をされております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どうもありがとうございました。よく分かりました。今説明がありましたように、今回の県の新たな措置で補償対象が拡大はされましたが、売上げが前年、前々年と比べて30%未満の事業者は対象になりません。長引く感染拡大で多くの事業者はますます厳しくなっており、将来、コロナが収束しても経営を続ける体力がなくなれば廃業せざるを得ず、地域経済に重大な影響を与えます。業者への影響を調査し、しっかり意見を聞いて、現在だけではなく、将来にも事業が継続できるよう、町独自の支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員がおっしゃられますように、町内事業者への状況の把握、これにつきましては重要なことだと考えております。現在町内企業への休業や時短営業、それから国、県、町の支援の活用状況、さらに必要と思っておられる支援策等のアンケートについて、今実施をしておる状況でございます。併せまして、町の商工会でも事業所の状況について、現在まとめていただいている状況でございます。これらのデータにより、ウイズコロナ、アフターコロナにおけます事業継続に向けた支援について、関係部署、関係団体と検討していくように考えている状況でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、アンケートやっていますよ。事業所は何件ぐらい対象なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 今現在、町内の企業宛に定期的にメールで発信をしておりますけれども、お役立ち商工振興情報というメールマガジンを登録されていらっしゃる事業所に発送しております。約60件程度でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 前、事業所で去年、対象にした1000事業所だったんですよね。小さなカフェや喫茶店などは、先日も町長に要望が提出されましたけれども、もう補償なしでは経営が立ちかないという話があって、町として実態調査し、国、県の補償対象にならない事業者や生活が苦しい町民への給付金など、町独自の支援を行ってほしいということが訴えられました。これに対して町長は、実態調査し、必要があって、効果があれば独自支援を検討すると約束されました。今アンケートをされているということですが、60件、あと商工会の分が幾つか入るか分かりませんが、この要望行われたような小さな喫茶店等は対象になっているのかどうか。また、この5月31日の要望活動のときに町長答えられた実態調査を行い、と言われましたが、行われたんでしょうか。その結果はどうなんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員おっしゃられます小規模な喫茶店等が今回の対象に入っているかどうかということについては、具体的なところは分かりませんが、商工会のほうで今現在、現状取りまとめている状況の中には、令和2年の確定申告などの状況を踏ま

えて整理をしていただいている状況でございますので、小規模な事業所などのご意見もその中に反映されることと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 商工会を通じてって大事なことなんですけれども、商工会に入っていない方とか、いろんな支援がなかなか届かないとか、実態があたらないわけです。町長約束したんです、実態調査をして、必要やったら、やるよと。町長やってるんですか。お答えください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） やってるものと認識をしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 先ほどの60件の中に入っていると。極めて不十分じゃないかと思うんですね。そういう、あのときに回答された相手方は小さな喫茶店でした。そのとき約束されたこともきちっとされていない、やっているというのなら、はっきり言ってほしいんですが、それで独自の支援策も検討はするということですが、ぜひ実態を含めて、もっと広い立場で、アンケートならアンケートで結構です。商工観光課で結構です。また、それに網にかかっていない事業所もアンケート等で意見を聞くということはされますか。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 対象となられるところにつきまして、どういった業種、どういった規模のところということもありませんし、個人営業として、商工会なり、町の商工観光課が把握できてない場所もあると思います。そういったところも含めてどういった調査ができるかということも考えていかなければいけないと思うんですけれども、現状では、今行っておりますアンケート、それから商工会の取りまとめの検討させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 度々繰り返しますけども、町長が正式に答えられたんです。そういった内容と違うんじゃないかと。ですから、細かな対象にならないような事業所がどんな実態になっているのか。経営が続けられるのかということを引きちと調査すべきだと、町長、全然考えておられませんか。今の商工観光課長の答弁のとおりですか。私は極めて不十分だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほども回答しましたが、そういうのも調査の対象に入っているというふうに認識しております、もし入っていなければ再度調査をしなければならないと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ぜひ、気軽に相談していただいて、対象になっているかどうか、なければやるということをお願いをしたいと思います。業者だけでなく、町民の暮らしも厳しい状況です。福祉課では、昨年度、暮らしの相談を59件受け、うち22件が生活保護申請し、21件が認定されたとのこと。また、社会福祉協議会では、相談が一気に増え、タクシー運転手、派遣、飲食事業者や出荷農家など、業種は様々で、ある方は数百円しかなく、食べる物がなく、電気、水道は止められる、派遣切りで宿舎を出なければならぬが、数千円しかないなど、約80件の深刻な相談を受け、一時的な貸付の緊急小口資金や生活福祉資金の申請をしたとのこ

とです。しかし、これはあくまでも借金です。北広島町と同様に財政が厳しい庄原市では、新型コロナウイルス臨時交付金を活用して、3万4000人対象にあらかじめ1万円のポイントを付与したカードな・み・かを発行したとのこと。北広島町でも生活が厳しい町民に少しでも暮らしに役立ててもらえるよう、給付金等を支給する考えはないかどうか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、事業所、子育て世帯を中心に各種施策を実施してきております。現在のところ、給付金を支給するといった支援策は考えておりませんが、引き続き、各方面の状況を確認し、必要な施策を検討してまいります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 先ほどの事業者と同じです。実態をよく調べていただいて、必要ならばやってもらおうということ強く求めておきます。次のホストタウン事業については時間がなくなりましたので、申し訳ありませんが、飛ばさせていただきます。すみません。最後に、今日様々なことをお願いしました。コロナを封じ込めるため、ワクチン接種する医療機関への支援、これは協議をして行くと。町独自のPCR検査、これはやれないと。県の支援対象にならない業者や将来営業が継続できるための独自支援金等、これはいろいろ議論しましたが、小さな業者も含めて調査をして、必要あらば考えるというところが確認をされました。しかし、まだまだ早くやらなくちゃいけないと思うんです。町民の皆さんからは、北広島町に対して、16億円のまちづくりセンター整備等は今オープンする必要があったのか。8億円の臨時交付金のうち6億円も光ファイバーに継ぎ込むことには納得できない。これを見直して町民の命と暮らしを守るために活用すべきじゃないかななどの意見が広がっています。町民の命と暮らしを守るために、光ファイバー事業への6億円を継ぎ込んだ、これを見直すとともに、ホストタウン事業、今日ちょっと聞けませんでした、の中止で、使わなくなった予算、かなり1000万円近いお金があるんじゃないかと思うんですけども、今年度だけで700万円を超えたこれは国の補助金も含めた分があると思うんです。これは使わなくなると思うんです。それと併せて、これから活用できる約7000万円の臨時交付金を今日提案したワクチン、PCR検査、生活保障に活用しようとは思わないでしょうか、いろいろと答弁はありましたが、最後に町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このコロナ対策では、今、ワクチン接種を第一の重点課題として取り組んでいるところであります。希望者の方全員の接種が一日も早く終わるように、医師会と連携しながら進めてまいりたいと考えております。いろんな要望もあるかも分かりませんが、まずは、これが第一義だというふうに認識をしております。支援の方法として、できるところは、これからもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） おっしゃるとおり、ワクチンが一番ですが、先ほども触れましたように、ワクチンをしたくない、リスクを考えるとやれないという人もいますね。強制はできないという状況踏まえて考えてほしいと思います。町の責任は、町民の命と暮らし、営業を守ることです。新型コロナの影響で苦しんでいる町民を助けるため、今こそ全力を尽くすべきときであることを強く指摘し、私の一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。暫時休憩します。14時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 59分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。さきに通告をいたしました大綱2点、奨学金返還の支援の拡充と、もう1点が、コロナ禍における女性の負担軽減について質問をいたします。初めに奨学金返還支援の拡充についての質問です。この奨学金返還支援は、地方への定住などを条件に、国や自治体が対応型奨学金の返済を肩代わりする支援制度です。日本学生支援機構の発表2019年によると、返済が必要な同機構の対応型奨学金の利用者は129万人おり、大学生などの2.7人に1人が利用している計算になるそうです。19年度末の延滞者数は約32万7000人で、延滞債権額は約5400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘をされています。こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が実施されております。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象の奨学金の返済を当該自治体が支援するものです。昨年6月現在で32府県423市町が導入をしており、地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いもあり、同制度が拡充されました。市町村については、基金設置が不要になり、国が支援する際にも負担額の2分の1から全額上限ありまで拡充をされました。地域によって企業の数や財政力に差があるため、国は補助割引を引き上げました。都道府県については制度の広報経費が国の補助対象にもなっています。本制度を活用し、都市部の大学、高校からの移住、北広島町へ若者の定住を促進するためにも本制度を大きく進めていかれることを強く望み、以下5点を質問いたします。現在北広島町には、複数の奨学金貸付制度があります。その中に北広島町医師・看護師育成奨学金貸付制度と、北広島町保育士等育成奨学金貸付制度がございます。この2つの制度は、一定の条件を満たせば、奨学金の全部または一部が返済免除となり、現在利用されていらっしゃる保護者の方からも感謝の声をお聞かせいただいております。それぞれの事業の目的と、直近3年間、保育士等育成奨学金貸付制度につきましても、直近2年の奨学生の人数、また予算は、採用人数、区分等によっても異なると思いますので、また別の形でお聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 北広島町医師・看護師育成奨学金貸付事業は、将来、医師、看護師等として町内の医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸し付けるもので、本町の医療を支える人材を育成し、本町の地域医療の確保及び充実に資することを目的としております。直近3年間の奨学生の人数でございますが、令和元年度は5名、令和2年度は6名、

令和3年度は5名となっております。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 保育士等育成奨学金貸付制度の目的は、将来保育士または幼稚園教員として町内の保育施設に勤務しようとする学生に対し、奨学金を貸し付けることで、保育・幼児教育を支える人材を育成し、本町の保育施設における保育士等の確保を図ることを目的としております。令和2年度昨年より事業開始をしました。令和2年度につきましては3名、今年度につきましても3名でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 目的は、それぞれ医療充実を図るためと、また、町内の保育士確保を目的とされていらっしゃると思います。医療に関しましては、令和5年が5名、2年が6名、また3年が5名ということで、現在16名、また保育士に関しましても3名、3名の6名がこの制度を利用されていらっしゃるということが分かりました。財政が厳しい中でも、この将来の北広島町を支える若者に投資をすることは町の活性化にもつながり、引き続き、この事業の継承を求めるものでございます。続いて、この事業の効果、また奨学生の声は担当課のほうには届いていらっしゃるでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） これまで1名の方が看護師免許を取得されて町内の医療機関に勤務をいただいております。町内の医療機関に勤務する意思のある方にこの制度を利用いただくことで、慢性的な看護師不足解消の一助になるものと考えております。また、奨学生には年度末に連絡をとり、近況や学校生活、困り事など直接声を聞かせてもらっております。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 保育士等育成奨学金貸付制度の事業効果としましては、この春大学を卒業した1名が町内の保育施設に就職をされました。そのほかの方につきましては、現在、大学在学中ですので、今後事業効果は検証していきたいと考えております。また、奨学生の声としましては、面接時、大学卒業後はぜひとも地元に戻り、保育士として働きたいという思いが強く感じられております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 現在1名の看護師免許取得をされ、町内の医療機関に勤めていらっしゃるということで、年に一度連絡をとり、生の声を聞かせていただいていると、保健課長、先ほど答弁いただきました。その生の声で困ったこととか、また、この事業を奨学金を使って現在就職をされていらっしゃるって、喜びの声とかそういうものは届いていらっしゃるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 看護師のほうに連絡をとらせていただくに当たり、このコロナ禍といったところで、授業をどうやってやってるのとか、学校生活、実習とかどのような状態でやられるとか、あと経済的な面で大変助かってるといったような声を聞かせてもらってるところです。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 私もそのような声を伺っております。この北広島町の独自の2つの支援制度というのは、学生の皆さんの大きな希望となっていることと思います。この制度を活用しまし

て、現在専門学校で学び、来春卒業予定の学生さんと保護者の方にお話を聞く機会がございました。その学生のA君は、奨学金をいただきながら学べることに感謝をされており、必ず必要な免許を取得し、早く北広島町に帰って働きたいと生き生きと話をしてくださったのが印象的でした。我が子もそうですけれども、子供というのは一度県外、また町外に出ましたら、出た先で就職をすることが多く、本町の奨学金の支援体制は、地元へのUターン、就職の決め手にもなり、やがては定住へとつながるのではないかと思います。この支援事業は町独自事業です。現在地方への定住などを条件に、国や自治体が貸与型の奨学金の返済を肩代わりする支援制度の全国展開があります。担当課の課長の方には、この制度の仕組みが記されている資料を事前にお渡しをしております。この国の奨学金肩代わり制度を活用することで財源を少しでも充実させることができるのではないかと考えますが、北広島町におきまして、この制度を取り入れることで、町の持ち出し分は増えるのでしょうか、また減るのでしょうか。この持ち出し分が減れば、予算内において、この奨学生の増員も考えていくことはできるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） この国の肩代わり制度は特別交付税で措置されるもので、対象経費の範囲が10分の10に拡充されました。措置率は0.5のため、それぞれ事業費の半額が措置されることとなりますので、町の持ち出し分、負担は減るということになります。しかしながら、一律に奨学生の増員を図ることは難しく、財政状況や保育士、看護師の採用状況踏まえながら、今後の奨学生の数は検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 町の持ち出し分は、この肩代わり制度を活用すれば減るということでした。しかし、実態に合わせて増員も考えていただければと思います。必要ないのに増員することはないと思いますので、希望者、また町内の医療機関等に人員が不足している場合は、しっかりこの制度をまた活用されて、この事業展開をお願いをしたいと考えます。続いて、この地域産業の担い手不足、また人材登用を考え、ほかにこの制度を使って、どのような職種に肩代わり制度の活用ができるかお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 雇用、そういった面のお答えになると思いますので、まちづくり推進課のほうからお答えさせていただこうと思います。本制度における支給対象者につきましては、地方公共団体がその地域の実情に応じて支援対象者の要件を決定し、定めることとされております。本町においては、高校を卒業し、町外に転出され、大学を卒業された後にUターンされる方が少ないという現状がございます。若年層の労働人口の割合は少なくなってきております。また労働人口の高齢化により、地域産業の担い手は減少傾向にございます。幅広い産業で人手不足が生じていることと認識をしております。現段階において具体的な職種をお示しすることはできませんが、今後、制度について調査研究を進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） Uターンが少ないというご答弁をいただきました。しかしながら、今後、状況に応じて検討してくださるということですので、しっかり、幅広い人材雇用のためにご検討をいただきたいと思います。最後に、この奨学金返還支援を拡充することで地元就職を促し、

また、若者の定着にもつながるのではと思います。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 奨学金の返済支援が地元就職を選択する上での動機づけになることも想定されます。単に一時的な若者の人口確保だけではなく、長期的な総合戦略の一環として取り組むべき課題であると考えております。本町における制度設計、支援内容や効果につきまして、調査研究を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 課長のご答弁をいただきました。最後に町長のご所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この制度を利用することによって、若者定住、ある程度の効果はあるというふうには思っておりますけども、国の支援策が特別交付税措置ということでありまして、実質それほど大きなものにならないというところもあります。どの程度の効果があるかというようなどころも調査しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） どの程度の効果があるか調査をしながらご検討ということでございました。ぜひしっかり検討をお願いをしたいと思います。続いて、コロナ禍における女性の負担軽減についてご質問をいたします。長引くコロナ禍で、経済的に困窮し、現在、世界各国では女性の月経に関する「生理の貧困」が問題となっています。女性は、この世に生を受け、初めての生理、初潮を迎える年齢は、個人差があるものの、10歳から14歳頃と言われております。早い子供は、小学校低学年で初潮を迎えます。生理用品は女性が生きていく上で欠かせない必要な品です。生理の貧困とは、生理用品を購入するお金がない、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっています。この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは、10人に3人が新聞や靴下、トイレットペーパーで生理用ナプキンの代用をしていることが調査の結果分かり、全国の小中高校で、生理用品が無償で提供される運びとなりました。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあると伺っております。この問題は、日本でも無関係ではなく、任意団体である＃みんなの生理が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で、生理用品を買うのに苦労した、ほかの物で代用している等との結果が出ており、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトによる親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。行政として何らかの支援策が必要と考えます。政府は、3月23日、自治体がNPO法人などに委託して、女性への支援事業を行う場合に活用できる地域女性活動推進交付金の使途に生理用品の提供を追加、孤独、孤立で不安を抱える女性へのほかの支援と併せ、予備費から13億5000万円を計上し、各地で生理用品の無償提供が広がっています。コロナ禍における女性の負担軽減にできるところから取り組んでいただくことを求め、以下の質問をいたします。生理の貧困は、経済的な理由だけでなく、ネグレクト、育児放棄やドメスティックバイオレンス（DV）などの問題と複合するケースが多く、デリケートな問題でもあります。本町において実態の把握はされていますでしょうか。その上で、支援として何ができるとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

- 町民課長（大畑紹子） 生理の貧困の実態の把握と、何ができるかということについて町民課からお答えいたします。長引くコロナ禍で、経済的な理由などにより生理用品の購入以外を優先しなくてはならない生活をされている方がおられると思います。本町では、今のところ具体的な声を聞いていませんが、声を上げたくても上げられない方がおられるかもしれません。生理の貧困について、その原因が経済的な理由の場合や生活上の様々な事情の場合など、根本にある問題は異なると考えますので、どういう方法で支援できるか、実施に向け、関係課と検討してまいります。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 具体的な声はまだ出しにくいという部分もありまして、お聞きになっていらっしゃるということでしたが、実施に向けて関係課としっかり議論をしていかれるということのご答弁をお伺いをいたしました。三次市におきましては、意思表示カードというのを庁舎の窓口に用意をいたしまして、生理用品を受け取りたい人が指で指すだけで、相談窓口の一覧表とセットで中身が見えない紙袋に入れ、お渡しをされているそうです。また、三原市におきましては、市役所の女子トイレの中、また土曜日、日曜日、祭日にも持ち帰られるよう児童館にも用意をされるそうです。そして、学校と保育所の対応としましては、保護者にはメールでしっかりと周知をされていくということをお伺いをいたしました。そして、昨日も中国新聞に載っておりましたが、福山市では、生活困窮者の方に栄養食品と生理用品を加え、お渡しをされているとお伺いをいたしました。生理用品の無償配布は、生理用品に終わらず、声を出せない状況の女性を支え、様々な支援にもつなげていただきたいと思います。ぜひ早めに配布ができますこと願いますので、ご検討をお願いをしたいと思います。続きまして、全国的に小中学校や養護学校での生理用品の配布が進んでおります。町内の小中学校におきまして、まずは実態把握をされることが喫緊であり、その上で生理用品配布の考え等をお伺いをいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 全国、また県内の一部自治体で学校に一定数の生理用品を配布されたということは承知をしております。実態把握ということですが、本町小中学校聞き取りもいたしております。本町小中学校の対応でございますけれども、児童生徒が学校生活を送る上で生理用品が不足した場合には、申出により学校から支給をいたしております。児童生徒には、養護教諭や担任に遠慮することなく相談するよう伝えるとともに、保健室には一定数を備え、児童生徒の学校生活に差し支えがないように取り組んでいるところでございます。今後の対応といたしまして、これまでの対応をしっかりと継続するとともに、学校と連携をし、生理用品を用意することが難しいと思われる児童・生徒については、より丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 実態把握はしていらっしゃるということですが、小中学校、対応は申出により支給をこれまでもされてきたとのご答弁でございました。これは、小学校、中学校の保健室に学校現場において、急に生理になった場合のための備品として置かれているのでしょうか。お伺いします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 基本的には、急になられた場合、また、忘れられたということもあ

るかと思しますので、支障のないように対応するという事で、置かせてもらっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 生理用品が各学校の保健室に常備品として確保をしてあることは安心です。先日、中国新聞に父子家庭で育った女性の体験記事というのが載っておりました。彼女は、小学5年生のときに両親が離婚をし、父と妹と暮らし、生理でナプキンがどれほど要るか知らない父は十分な量を買わなかった、男性の父には言いづらく、お小遣いもなかった。交換の回数も抑え、妹は制服から経血が漏れたこともあった。母がいたら相談できたかも、女性であることが嫌だったとの記事を目にいたしました。男性の方にはなかなか理解ができないこともあるかと思いますが、本当にこのような悲しい思いをさせないためにも、生理用品を購入してもらえ環境なのかどうなのか、また、再びしっかり学校現場の中でも聞いていただきまして、特に父子家庭の生徒には配慮が必要かと思いますが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校に聞かせてもらったところ、父子家庭の児童さん、生徒さんにもそういった声かけはしておるということでございますので、これからも対応してまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 安心をいたしました。次に、現在、生理用品の無償配布の取組が各自治体でも、また、NPO法人でも広がっております。このいち早く必要な方に配布をされている自治体というのは、防災備蓄品からお渡しをされているとお伺いしております。本町の防災備蓄品に生理用品は用意をされていますでしょうか。また用意がされていれば、支援が必要な方に無償の配布をする考えはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 防災備蓄品に関することですので、危機管理課からお答えをいたします。現在防災備蓄品として生理用品の備蓄はしておりませんが、今年度から備蓄をする予定でございます。また、防災備蓄品は、地震や自然災害などの際を想定し、備蓄をしているものです。その他の配布の対応につきましては、関係課と検討する必要があると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） そのとおりだと思います。いち早く窓口にこの生理用品を無償提供しているところは、予算化、備蓄が一番早いということで、この災害の備蓄の生理用品をそこから提供されているということでした。先ほど課長も今年度から災害備蓄品に生理用品も予定をしておっしゃるということですので、ぜひ、住民目線でこういう備蓄品はお願いをしたいと思えます。併せまして、これまでも何度かお願いをしておりました備蓄品の中に液体ミルク、粉ミルクも現在まだ備蓄をされていらっしゃらなければ、併せて備蓄をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在議員おっしゃられますように、備蓄をしておりません。防災用の備蓄品として検討しておりますし、現在備蓄品の計画、こちらのほうの策定をしておるところでございます。いろんなニーズも考えられますし、賞味期限とか、そういうものもございませぬ。備蓄品についてはよくよく検討しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） これからの備蓄品の計画の策定とおっしゃられました。もうぜひ、生活者の目線に立った備蓄品の見直しを早急に行っていただきたいと申し上げます。

このコロナ禍における女性の負担軽減に生理の貧困問題が大きく取り上げられております。生理用品が思うように購入できず、十分使用ができないことで集中力にも欠け、衛生面や健康面にも支障を来すことを十分に理解をしていただいた上で、行政の積極的な支援が求められると思います。最後に町長のご所見をお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） これまで、生理について問題意識を持って議論することがあまりなくて、経済的理由や家庭等の生活上の事情で生理用品を用意することが難しい人の状況については、現在把握はできていないというのが実態であります。生理の貧困問題を抱える人を支える体制を整える必要があると考えております。第2次北広島町長期総合計画にもありますように、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、どのような支援が必要か、また、行政としてできることを関係課と連携して、検討してまいりたいと考えております。行政の積極的な支援として、生理用品の無償配布を県内でも始めた市町もありますので、このような市町の取組事例も参考に、実施をしていきたいと考えております。また、生理の貧困の問題を抱える方は、ほかのことで問題を抱えておられる場合もあるというふうに思いますので、他のアプローチも含め、検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） どのような支援が必要か、できることを検討し、近隣市町も参考に、実施をしていきたいと考えていらっしゃるというご答弁を伺いました。本当にこの生理の貧困の問題の対応が今後一時的なものとなりませんように、どこまでも生活者目線の取組をお願いをし、私の質問を閉じます。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行うため、暫時休憩します。14時55分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 47分 休憩

午後 2時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、9番、伊藤 淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。2期目となって初めての一般質問です。毎回一般質問の冒頭に、前口上述べることに賛否両論いただいております。ある方から声をいただきました。今回は、最初に何を言うんだろうと楽しみにしていると、冷や冷やもわくわくも反対意見もあると思いますが、少しでも聞いてみようと思えるようにと思って、頑張っただけです。質問内容です。キャリア形成の一助となる人事配置は。キャリアというのは、やはり経歴ではあるんですが、今回の内容でいきますと、習得していくスキル、知識、または業務、そういった部分に対する

人事配置、どのようにやっていけば職員は働きやすいかといった部分です。今回は人事に関する質問、昨年9月での一般質問と似た内容になるんですけども、適正な人事配置が難しい場合の理由や人事育成に対する提案を具体例を交えて質問していきたいと思います。また、以前も言いましたように、個人を批判するつもりは全くありません。このような声を複数いただきました。長年同じ課に同じ職員がいると、内容として、人事に手心を加えられているようで不信感が募るといった内容でした。今回の質問を考える際に、そのような先入観を持たず、いろいろな資料調べて、声に対して調べてみました。その内容として質問してまいります。まず、私自身は、全職員が納得できる人事はないと思っています。以前の一般質問で、限られた職員を適材適所で配置しているという答弁がありました。実際に業務の継続性や将来的な組織体制、職員個人の希望や適性、時代の変化など、多くの不確定要素がある上での人事配置はとても難題であると考えます。ただ、その上で、どのような場合が不信感につながるのか。その点を聞いていきます。1つ目の質問です。人事配置はとても大変な業務と推察しますが、どのような困難があるかをお聞きします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 業務が確実に実施できる人員と人材の配置、人材育成と適性を把握するための適切な時期と場所への人事異動など、現在と将来を見据えた人事配置が必要となること、併せまして、職員個々の希望や体調面なども考慮しながら、総合的に判断していかなければならないことだと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほど言った内容と大分一緒なんですけども、前回も含めてですが、ケースバイケース、本当に個々の事例があると思いますので、具体例というのを聞くと、なかなか分かりにくくなるので、とても大変だと。先ほどの例で言うと、体調不良等の話も加わったんですけども、やはり不確定要素が多いと。その点ではとても難題だとは思われます。ただ、人事配置、適正な行政運営をするためにということで、基本5年サイクルで同じ部署等にいた場合、5年サイクルで異動するという考えがあると行政改革大綱にもありました。同一職場は5年以内というのが。この点変わらないかをお聞きいたします。こちら理由としては、不正防止といった理由も考えられるんですが、ほかにも理由があるのか、加えてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 採用後は、10年間をめぐりに3年ごとに異なる分野への異動、また、同一職場5年をめぐりにの異動、同一職場内であっても事務分掌のローテーションなど人材育成基本方針にのっとりまして、人材育成と適正把握を主たる目的としまして、人事サイクルを基本に行っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 基本的な部分としてはよく分かります。私、北広島町合併後の町の広報誌きたひろしまの5月号に人事配置がありましたので、これを見比べながら調べてまいりました。ただ、確認も含めてお聞きいたします。同一職場に6年以上いる正規職員、町職員は何名か。役職の変化は同じ課にいと判断します、同一職場ということです。併せて保育所、診療所、消防、これを除いた上でお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 令和3年4月1日現在で14名おります。

- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 14名、それぞれはどこの課、もしくは、それぞれ何年いるのかというのは、通告外にはなるので、ちょっと私調べた限り、人数がちょっと差がありましたので、通告外ではあるんですが、聞いてもよろしいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） それぞれの職名等については差し控えますけれども、14名の内訳でございますけれども、大半が保健師などの専門職でございます。その他の一般職につきましても、主任から係長、係長から課長などへ昇任し、同じ職場であっても職場内容が変わってきている職員でございます。また、同じ課に長く配置されている場合でも、課の中での異動、係内異動等も含めまして行っておりまして、担当する業務は当然ながらジョブローテーションをさせていただいております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） そうですね、保健師の部分で計算が違ってました。でしたら、6年、確かに前回聞いたときも、まだまだ長い方がいらっしゃるということでありましたので、年数は、それぞれ何年ずつぐらいなのかをお聞きしていいですか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） ちょっと手元に資料がございませんので、お答えいたしかねます。
- 議長（湊俊文） 通告外に当たるような質問だけはやめてください。伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 6年以上いる正規職員は何名かということでお聞きいたしました。私が調べたのでいきますと、9年目等でかなり長くいる方もいらっしゃって、その辺何でなのかなというのが疑問に残った部分が、この長い方というのは何でなのかなという疑問がかなり残ったところではございました。その辺でいきますと、やはり先ほどの5年サイクル、この辺がどういう考え方として生かされているのか、その点が少々疑問に残りまして、長年いる方、6年以上同じ課にいる方というのでいくと、5年サイクルはどのように生かしていくのか、そこをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 同じ課の中に6年以上ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、主事、主任主事、主任でいるときの業務の中身、それから係長に昇任してからの業務、仕事の分担というものは大きく異なるものでございます。同じ課にいるから、ずっと同じ仕事をしているということにも一概には言えない状況にございますので、そういったところで、昇任した場合は、いわゆる主任から係長に昇任した場合は、一旦5年というものはリセットされるという考えの下で、人事の運営を行うようにしております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） リセットされるということですので、基本方針等でいうと、ローテーションが組まれるということでしたが、これは同列に扱ってたように思ったのですが、北広島町人材育成基本方針改訂版に、その他の取組として、ちょっと読ませてください。幅広い視野と知識の形成、職員個人の能力を適正に評価し、適材適所の人事配置ができるよう、次のことに取り組む。適切な業務の分掌、採用後10年間をめどに3年ごとに異なる分野へ人事異動、定期的な人事異動、同一職場5年以内をめど、同一職場内の事務分掌のローテーション、業務内容が変わる場合のローテーションということでありましたので、その他の取組で、これが同列に扱われた

ので、リセットされるというのはちょっと、この基本方針にはなかったなので、そこをお聞きします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） その業務の内容が先ほども申し上げましたように、役職がつかない主任までの間のスタッフといいますか、実務を主としてこなしていく部分と、それから係長に昇任してから、その係員の育成でありましたり、いろんなトータル、予算のことでありまして、業務の総括的な取締りでありましたりとか、そういったことが大きく異なってきますので、そういった観点から、主任から係長に、同じ職場になった場合であっても、先ほどリセットという言葉が適切かどうかというのはございますけども、業務を回していくと。業務を適材適所で働いていただくということで、そういう考えの下で行っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 会計室長と会計管理者を別々に配置する理由はというのをお聞きいたします。今までずっと同じ方ですので、これが今回課長級である会計室長、会計管理者が別々に配置され、課長級が2人ということになってしまったので、ここをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 本来、会計室は会計管理者の事務を行う部署として設置をされる組織でありまして、会計管理者と会計室長は別々の職であります。これまで会計管理者と会計室長を兼職させる形をとってございましたけども、今年度におきましては、円滑な事務の継続と全体的な職員配置を検討した結果、本来の職員配置としたものであります。なお、この扱いによりまして、会計室自体の配置する職員を増員したものではありません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 別々に配置する理由として、兼任のままでいかなかった理由をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 会計管理者というものは、町の全ての会計事務をつかさどる、現金の出納でありましたり、基金の管理でございましたり、有価証券、物品の管理、様々な会計事務をつかさどる支出負担行為の審査でありましたりとか、行政が執行する会計の監視役という立ち位置もございます。その事務が一人でできるものではございませんので、それらをサポートする形で会計室というものが置かれておりまして、そのリーダー役になるものが室長ということでございます。これまでは管理者と室長をやむを得ず兼職をさせていたということでございますけども、本来の形に戻したということでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 本来の形に戻したということであれば、いつのところから本来の形ではなかったのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 何年度からというのは、ちょっと私も記憶はしてございませんけども、ここ数年来は兼職という形であったろうというふうに記憶しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 用意した資料でいくと、会計管理者としては、全部は書いてなかったのですが、私もどこからかはちょっと調べられないですね、はい、分かりました。じゃあもう1点、別々に

会計室長と会計管理者を別々に配置する理由として、地方自治法は関係しますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 会計管理者を置かなければならないということは当然地方自治法に書いてございまして、特別職ではなく、任命権者が一般職として任命するという規定がございまして。それらを他な長が兼職してはならないというようなことはございますけれども、議員ご質問の会計管理者と室長を別々に置くことが、必ずそうしなければならないということではなく、当然ございません、今まで兼職をさせていたこともございますので、それが非違行為に当たるかということではございませんけれども、先ほども申し上げましたように、会計管理者の事務をサポートするというので、室長並びに室の室員が配置されているという認識でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地方自治法、別の理由で関係するとは思いますが、これ以上、ここになると、個々の事情に関わるところがありますので、通告外になりますので、次の質問にまいります。別々に配置することによる今後の人事育成として効果はあるのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 今回の配置につきましては、直接人材育成と関係するものではございません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） なんと、サポートというのは分かるんですが、人材育成として、なかなか疑問が残るところではあるんですが、そこをまとめてもう一度お聞きしてもよろしいですか。結局は人事育成の効果が目的はなく、でも別々に配置しなきゃいけない、先ほどの理由であった。でも、それは長期にわたって今後どうしていくのかという部分も人事育成の考えとしては要りますので、その点お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 会計管理者と室長を別々にこの度したということでございまして、聞きようによっては、次年度以降、令和4年度以降もこの体制を継続していくのかということにもつながってくると思いますけれども、そのときの全体の状況にもよってきますので、総合的に判断をしていかなければならないと思っております。人材育成と直接は関係しないというふうに申し上げましたけれども、当然ながら、事務の引き継ぎ、新しく会計管理者になった者へ対して、もともとの会計管理者からのOJTによる円滑な事務の業務継続というものが図られるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 新しく管理者になった場合のOJT、人事育成としての効果というのも分かりました。次の質問へまいります。去年は、合併後2例目となる定年延長される職員の方がいらっしゃいました。今後もあり得るのか、また、定年延長による目的と、その後の効果はどうかというのをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 定年延長の制度につきましては、地方公務員法、それから条例などで定められている制度でございまして、任命権者が業務の実施や継続に特に必要と認める場合において行うものでございます。制度として定めがございまして、今後も可能性はあると考えております。

- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） その定年延長による目的と、その後の効果をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 総合的な判断になりますので、先ほども申し上げましたように、どうしても業務の継続を実施していく上で必要と認められたということでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 分かりました。でしたら少々順番を変えまして、課長補佐を経験せずに課長に異動する事例の有無、その場合の影響があるかというのと、もう1点、課長補佐が設置されている課とされていない課があります。課長補佐の有無を判断する基準をお聞きいたします。先ほど会計室長、会計管理者の部分で、サポートする形、また新しく管理者になった方へのOJTという部分がありましたので、課長補佐を経験せずに課長に異動する事例の有無を聞きたいと思えます。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 課長補佐を経験せずに課長に異動する事例の有無と、その場合の影響あるかというご質問ですけども、係長から課長への昇任が基本ルートでございまして、係長から課長に昇任した事例はございます。議員ご指摘の課長補佐が設置されている課とされていない課があるということでございますけども、課長補佐というものは、係長を一定期間経験した職員がなる職でございまして、基本的には課長補佐は係長職を兼職しております係長兼務ということでございます。課長補佐が配置されているかどうかで組織に影響があるというふうには考えてございません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 課長補佐を経験せずに課長に異動する事例の有無と、その場合の影響、こちらの影響の部分をもう一度お聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） ですので、課長へ昇任する際に課長補佐を必ず経由しないと、課長補佐を何年経験しないと課長に昇任できないというようなルールはございません。係長から課長というのが基本ルートでございます。先ほども言いましたように、課長職というものは当然定年等によってポストに空きが発生しないと課長には当然なられないわけでございます。課長補佐を何年経験したら、必ず課長になるという、ルールにのっとって上がるということではございませんので、一定期間、係長の職務を経験した者が課長補佐に昇任するということになってございまして、係長が課長補佐を兼務していると。課長補佐兼係長という表現、もしくは係長兼課長補佐という表現のほうがむしろいいのかも分かりませんが、係長がその職にあるということでございますので、影響はないというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 影響はないと。ただ、先ほどの言葉の中に、ちょっと順番を変えた質問がありましたので、改めて聞いておきます。課長補佐は係長を、課長は課長補佐を何年間か経験してからなどのルールがあるか、これは年数ですね。併せて経験しないと成れないといったルールで、規則ではなく、通例や申合せ事項なども含んだ上でそういったルールがあるのかというのをお聞きします。加えて、今の言葉でいきますと、係長から課長へなる場合、係長を何年間か経験してからという部分で、一定期間とありましたので、その基準をお聞きいたします。

- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 課長補佐は係長を、課長は課長補佐を何年か経験してからでないとなれないのかということでございますけども、課長へ昇任する際に課長補佐経験何年というようなルールは存在しません。また一定期間、係長の職務を経験した職員が課長補佐へ昇任するというルールは職員労働組合との申合せ事項の中でルールを決めさせていただいております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） その一定期間がちょっと分からなかったんですが、これは後ろの質問にも関わりますので、一回置いておきます。2点、質問飛ばすことにはなるんですが、以前の質問で聞いた部分の再度の確認とあったんですけども、今の部分で幾らか聞きたいところがありましたので、そこを飛ばしまして、次、課長が2年以内で異動することへの影響があるかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 業務の運営上、必要に応じて人事を行ってまいりますので、当然にそれぞれに課長の在任期間には違いが生じてまいります。人事異動による影響も考慮した上で職員の配置を考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） それでしたら、しょうがない部分もあると思うんですけども、人手不足という面で違う質問をしたいと思います。建設課における人事配置で影響はないか、こちらは決算報告などで人手不足が上げられており、今年度は課長が代わり、元年度から年々人数も減っているところもありましたので、まず、こちらをお聞きしておきます。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 限られた職員数の中で、全体のバランス等を考えて組織定数を判断しております。建設課におきましては、平成29年の災害が数多く発生したものが30年、31年、令和2年というふうに4年連続で災害が発生してまいりましたが、徐々に規模も件数も少なくなっておりまして、事業者様の努力によって多くの工事進捗、完成検査に結びついておりまして、今後、繰越しも含めて、工事の取扱い件数というものは大幅に減ってきておる状況でございますので、そういったことも鑑みながら、適正な配置に努めております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） この質問は、年々変わる状況も含めてというところもありましたので、影響は少ないということをお聞きしておきます。ただ、今聞いてきた部分でいきますと、なかなか分かりにくいところ、人事内部のことになりますので、どうしても聞きにくいところもあるので難しいんですけども、会計室長、会計管理者を別々に配置する理由や、課長補佐を経験せずに課長になる場合の影響、そちらはないということでしたが、こういった答えは人材育成基本方針も含めて、なかなか事実、実際に行政内部で残されている難しい問題と一緒に考えていることだとは思いますが、改めて聞いておきます。今の総務課長がお答えしていただいたもろもろ、これ町長、ひいては執行部全員からの答えでいいということで認識してよろしいか、お聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 人事案件でありますので、当然町長である私が最終決裁をして実行しているものでございます。

- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 分かりました。執行部に全員に聞いて、町長はじめ皆さん執行部からのお答えは、町長からのお答えとっております。平成28年の人材育成基本方針に人事評価制度では、公平性、透明性、客観性、納得性に配慮した形でという文言がありました。ただ今回、声をいただきました。不信感が募ると、長年同じ方が同じ課にいるといった場合。そうすると、この人事評価制度、自身の人事評価制度のことだとは思いますが、他への評価制度にもなってきたときに、公平性、透明性、客観性、納得性に配慮という部分で、なかなか疑問が残るところがありましたので、先ほど言いました、不信感が募るなどといった方がいらっしゃった場合、この不信感を取り除きたい場合どうすればいいか、もしくはそういった声を聞いているか、お聞きします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 具体的に会計管理者と会計室長のことをご指摘をいただいておりますので、地方自治法、先ほどの議員のご質問にもありましたけども、地方自治法にそういう条文があるかということでございますけども、先ほどの会計管理者でございますけども、普通地方公共団体の長、副知事もしくは副市町村長、または監査委員と親子、夫婦、または兄弟姉妹の関係にある者は会計管理者となることができないという条文がございます、このたびの人事異動は、それも当該事象に該当しているということでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 質問とは違うお答えだったので少々戸惑っているんですが、先ほど言いましたのは、不信感があるといった方がいた場合、その不信感取り除きたい場合どうすればいいか、そういった声を聞いているかという部分です。これは、先ほど言いました会計室長、会計管理者にかかわらず、全体に対しての質問でございました。言葉が足りず申し訳ございませんでした。なので、その不信感取り除きたい場合はどうすればいいかを改めてお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 不信感を感じておられる部分については、直接副町長なり総務課長なり、そういった行政管理係なり相談を直接いただければ、その不信感を取り除く努力はしてまいりたいというふうに思っております。それから年末には、職員全てに人事異動希望調査というものを実施しております、いろんな設問もございまして、その他自由記入欄というものもございまして、いろんなご意見を頂戴しております、それらに全て対応していくというのは不可能でございますけども、そういったいろんな意見をお伺いしております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 直接言ってくれと。例えば、その声を出す方が町の職員だった場合、なかなかその声を出すのは自身の人事にも関わるような気がして、なかなか言えない状況もあるとは思いますが、その点、後ろの質問で言おうと思う部分なので、ちょっと置いておきます。併せて地方自治法の説明が先ほどありまして、ちょっとそれを聞くのであれば、大分聞き方が変わってきたので、地方自治法の関係で、別々に配置した理由もあったということで、先ほどの説明と併せて、地方自治法の絡みもあったということで認識してよろしいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 議員ご指摘のとおり、そういう認識で、当然なることができない者を継続させておくことができませんので、そういった配置になったということでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 後々になって理由が出された部分も聞きたくはなるのですが、ちょっと時間の関係上、次にまいります。いろいろ個々の事例、個々の事例というよりは気になる点をお聞きしてきました。個別案件に偏らずと思った上での質問になりました。ただ、役職と課の名前を出したのは、やはり今後の人材育成として、どうしても難しい場合があるのではないかというのが出てきたと思います。それで、今回質問通告書に載せてありますように、表を載せております。町長の施政方針では、まちづくりの基本はひとつづくりとありました。実際に今回載せましたのは、5年単位でのロードマップを具体例として載せました。また、この中のコース分けなどは行政改革大綱などを参照にしたので、本町に適正があるという確たる裏づけがあるわけではないんですけども、話していくべき題材として載せさせていただきました。以前言われた具体的な形ということになります。議事録に表の内容を残したいので、長いですが、説明をしようと思っていたんですが、少々端折りながら、説明をさせていただきます。新卒採用において、私が考えた人材育成の計画ですね。これを約4つの機関に分けました。新卒採用の場合、本町でもやってるように、最初の10年を何か所か、3か所か4か所経験することによって横断的に経験することによって、全体の分野を把握していくと、これは私も一緒ではあります。例としては1つ2つと挙げたんですが、本町に合った形での分野分けが必要かと思えます。10年経った11年以降でいきますと、ここからを一回5年で切りますと、事務職、専門職、総合職、この3つに分けてみました。その上で、事務職は似通った分野でローテーションをしていくと。専門職は資格の明示がしっかりとできるので、キャリア形成がしっかりと生かされる。総合職は、行政運営の核となるための職員として、係長級以上の責任を負うこととして、マネジャー業務に特化していくと。そうしていくと、新卒採用10年後から5年間、例えば5年間を見極め期間として、自身がどのように働いていくかというコースをしっかりと選んでいくと。そうすることによって、若い方から確実に行政運営としての視点、もしくは自分がどのように町に関わっていくかという視点が養われると思えます。この10年以上の部分でいくと、この第2期ですね、今言った第2期でいうと、中途採用もここから入ってきて、即戦力という部分も考えられるかと思えます。併せてここに任期付職員だったりとか、他への出向なども併せて鑑みると、いいかと思えます。なぜ、このようにというふうに出したかといいますと、定量的に各似通った分野での事務、これをどういう人材がいて、何名ぐらいいて、それが何年間、何人いるというのは計画としてかなり立てやすいものになっていきます。すぐにはできないと思うんですが、今後しっかりとこういう分け方をすることによって、働き方、キャリア形成、職員の働き方、すごく分かりやすいものになっていくのではないかという部分です。本当は必要とするスキルや知識、資格なども網羅して、この表を作りたかったんですが、研究が足りませんでした。一応具体的な形に近づけましたので、このような表を出したんですけども、まず、ここで所見を求めたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 説明がございましたような表を用いた説明でございましたけども、このような明確なコース分けを行うことは考えておりませんが、様々な部署、分野で経験する中で、職員の適性や能力を把握して、各分野での核となり得る職員を育成、配置していくためのキャリア形成と人事配置に努めているところでございます。これまでも学ぶべき分野や目的を明確にして職員派遣などを行ってきております。

- 議長（湊俊文） 伊藤議員、今、伊藤議員のそれぞれ案を説明されて、質問と時間の関係がありますので、簡潔に質問やってください。
- 9番（伊藤淳） 表を作りましたのは、具体案載せろということでしたので、載せさせていただきました。その上でお聞きいたします。こういったことも可能ではある、でも実際は難しい。こういった計画は、人事のほうでは、ないということではよろしいですか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） このように明確に仕分をしたものはございませんけども、人材育成基本方針には考え方として、そういった大きな隔たりはないというふうに捉えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 分かりました。平成21年の人材育成基本方針、平成21年の改訂版じゃないほうですね。こちらには複線型人事管理システムや専門職の導入の検討とありました。併せて、平成28年の改訂版には、こういった文言がなかったので、検討した結果、内部でのそういった枠組みになっているのかなと思っております。ただ、こういった表載せましたのは、民間への出向というのが同じように人材育成基本方針にありました。事務職ということをしっかり設けることによって、学ぶべき分野や出向する理由が明確になり、民間への出向による効果、より見込める、また実現可能性が高まるというのを考えました。民間への出向として、このようなコース設けたり、もしくは職員に対してこういうのを明示することによって、民間への出向が実現可能性高まるのではないかと思います。どうでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 先ほども申し上げましたけども、これまでもそのような学ぶべき分野や目的を明確にして職員派遣等を行ってきている状況でございます。民間への出向もなかなか計画的にいったんない状況ではございますけども、できるところから始めてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 難しいというのも分かりました。併せまして、国や県からの派遣ですね。本町職員、年齢構成に偏りがあります。国や県からの派遣を受け入れることで、偏りの是正の一助になることも考えられます。そのように派遣を使うかどうかというのは、また別なんですけども、国や県からの派遣、目的を持ってやるというのは今後どうでしょうか。お聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 年齢の偏りの是正の一助にならないかということではございますけども、国や県からの派遣につきましては、専門性やノウハウを継承し、本町職員のスキルアップを目的として行うものでございます。そのため、年齢構成の偏りの是正にはならないものと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 分かりました。そうですね、それも第一の目的はそうだと思いますので、そのとおりでと思います。1点、先ほどの会計室長、会計管理者、そのサポートがいるということであれば、派遣も考えられたのではないのかなと思います。専門性があるものだと思いますので。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 会計管理者は、任命権者が一般職員として任命するものでございまして、

北広島町の会計をつかさどるという大変重要な職務でございます。それを他のところから派遣を受け入れるということはないと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。では中途採用に関してお聞きいたします。先ほどの年齢構成による偏り、これの是正に対して中途採用は有効な手段だと思われまます。中途採用、即戦力の募集というのでいくと中途採用必要だと思うんですけども、この辺、今後広くしていくというのをお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） これまでも経験者枠ということで一定年齢層以上の職員採用は行ってきておるところでございます。専門職の中途採用というところでは、昨今のICT技術に長けた人の中途採用というようなものも考えられますけども、それらもほかの自治体も引く手あまたということになっておりまして、競争が激しいということがございます。それからデジタル技術につきましては日進月歩でございまして、採用して雇って使うよりも、そのときそのときで、必要なデジタル人材についてはスポット的に活用してまいる、もしくは業務委託をして行うというほうが適切で効果が高いものではないかというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 業務委託も今後考えるかもしれないということでしたが、発足しましたDXチーム、これが総務課情報電算係ではなくて新たな係として発足した理由、人材がいるのであれば、情報電算係のままでもよかったのではないかなと思う点がございました。それをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 本町では、全国的にもそうですけども、少子高齢や人口減少が進んでいく中で、もっと便利でもっと暮らしやすい持続可能なまちづくりのため、デジタル町民ファースト宣言も行いましたけども、そういったデジタル技術を活用して、DXの実現に向けた取組を推進してまいりたいと思っております。重点事業推進体制の強化を図るために内外にDXチームをつくったということのを改めて強調して、組織の中で明確にしてまいりました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。中途採用等やほか民間への出向、この辺なかなかできてない部分、中途採用に関しては、即戦力という形での採用枠等もあったんですが、以前答弁で、特定の技能を求めているわけではないということもありまして、今後、中途採用等の考え方、改めて整理していく必要があるのではないかなと思います。そのために表を作ったのですが、内部でもあるということになりますと、労組との関係でいきますと、ちょっと今この場ではお聞きできませんので、また、質問を改めてやっていきたいと思っております。以上で私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は6月24日午前10時から議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 51分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~